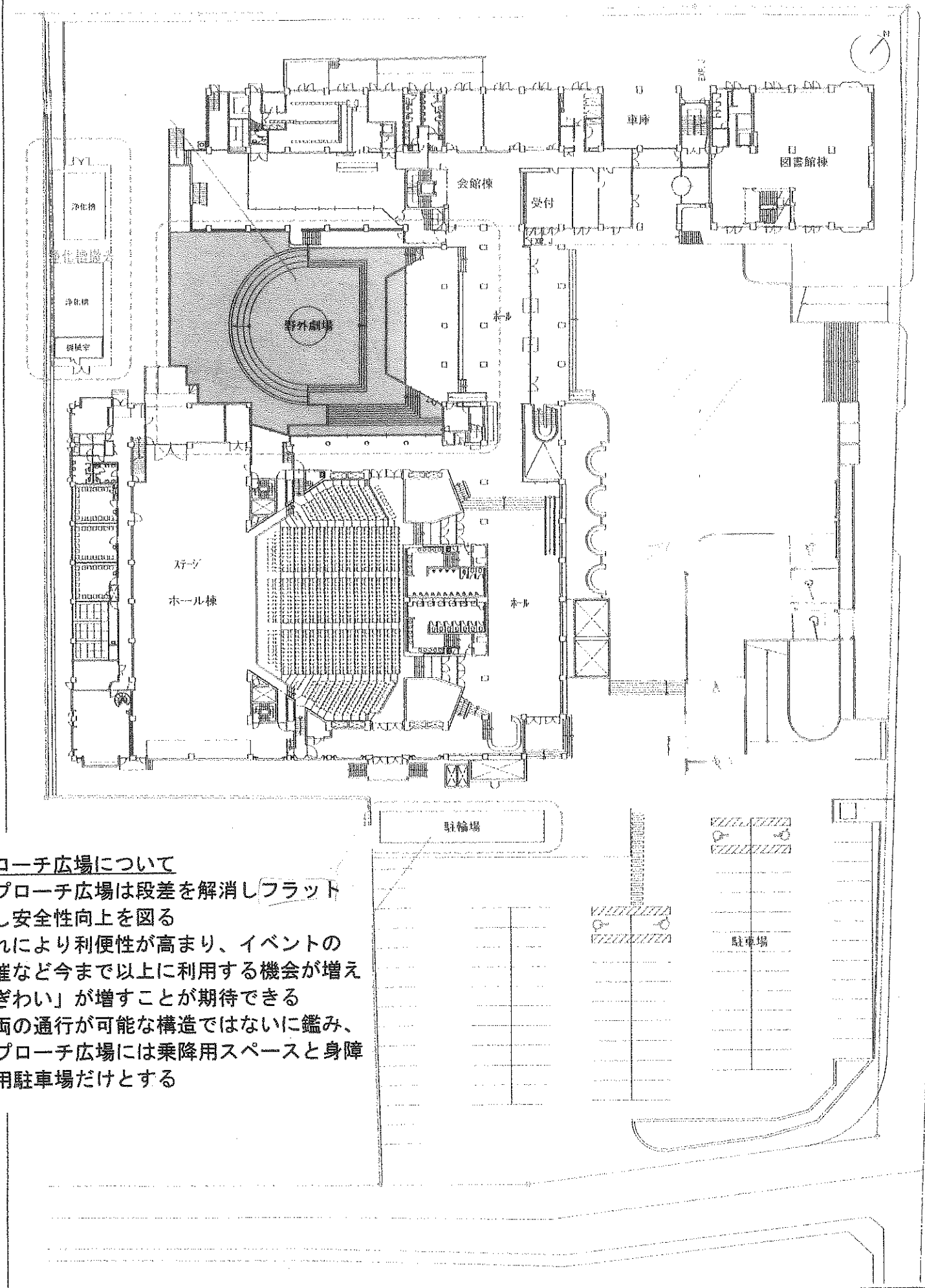


事前提案書一覧

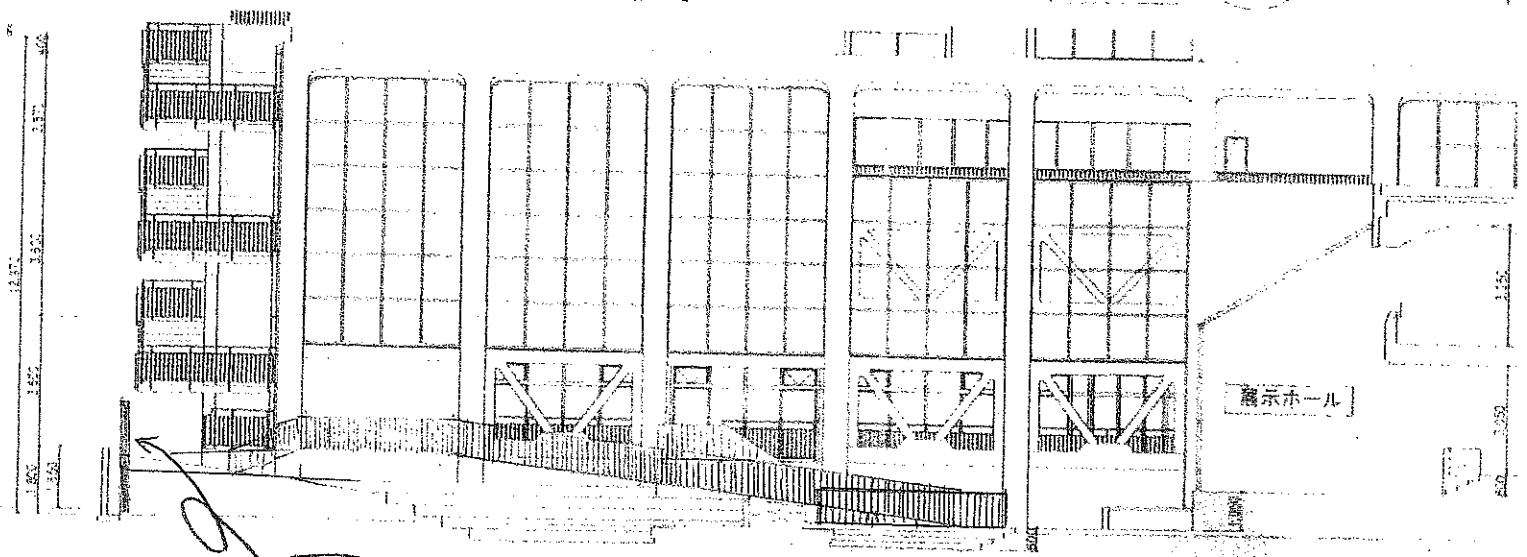
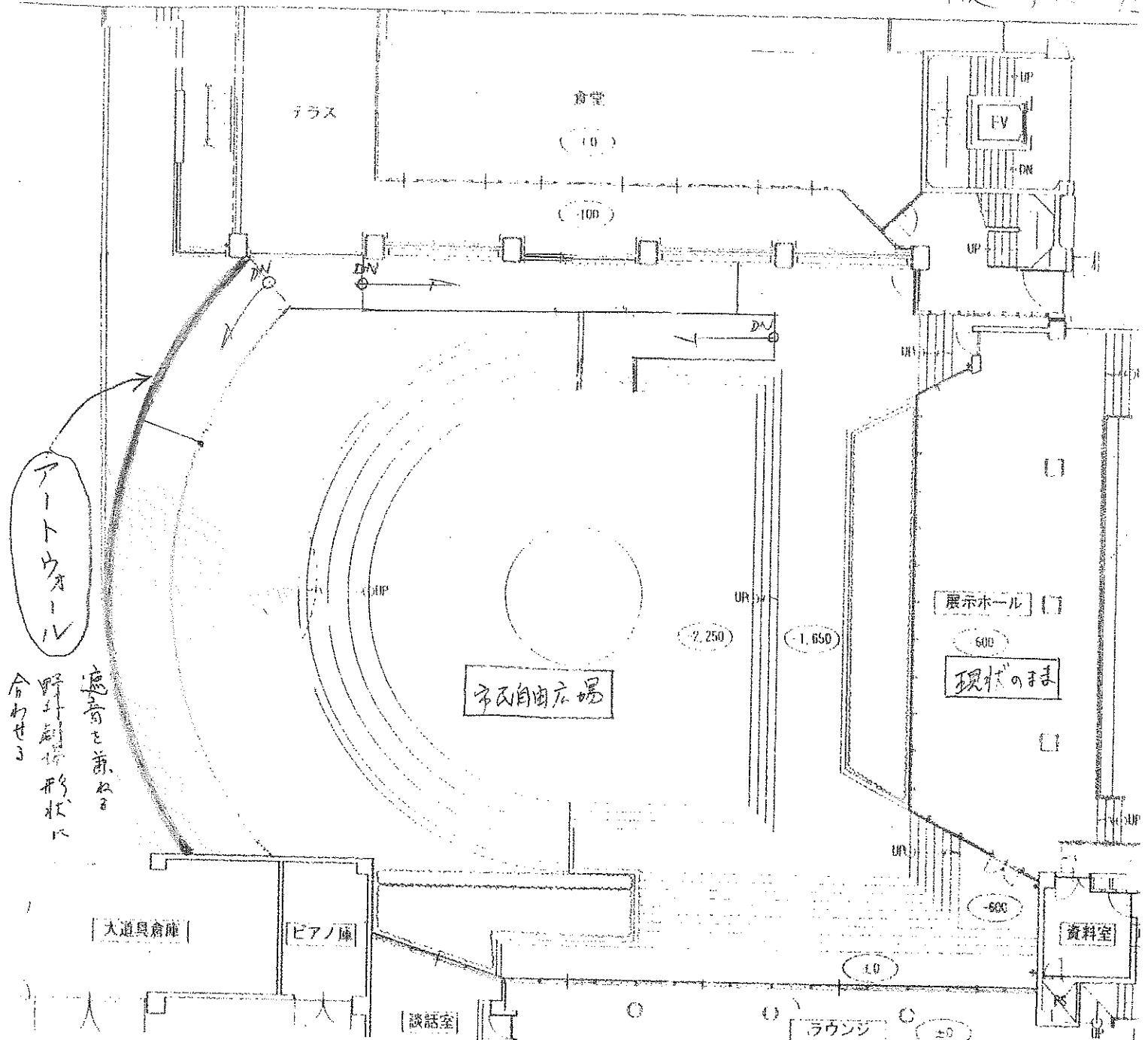
1. アプローチ広場改修提案
2. 中庭改修提案（1/2 及び2/2）
3. 1階改修提案（会館棟）
4. 2階改修提案（会館棟）
5. 歴史民俗資料施設について（1/2 及び2/2）

アプローチ広場改修提案



アプローチ広場について

- ・アプローチ広場は段差を解消しフラットとし安全性向上を図る
- ・これにより利便性が高まり、イベントの開催など今まで以上に利用する機会が増え「にぎわい」が増すことが期待できる
- ・車両の通行が可能な構造ではないに鑑み、アプローチ広場には乗降用スペースと身障者用駐車場だけとする



壁面にアート
遠音対策あり。

アートウォールの設置

(四街道らしさの表現 例：四街道の歴史と未来をテーマにした絵画)

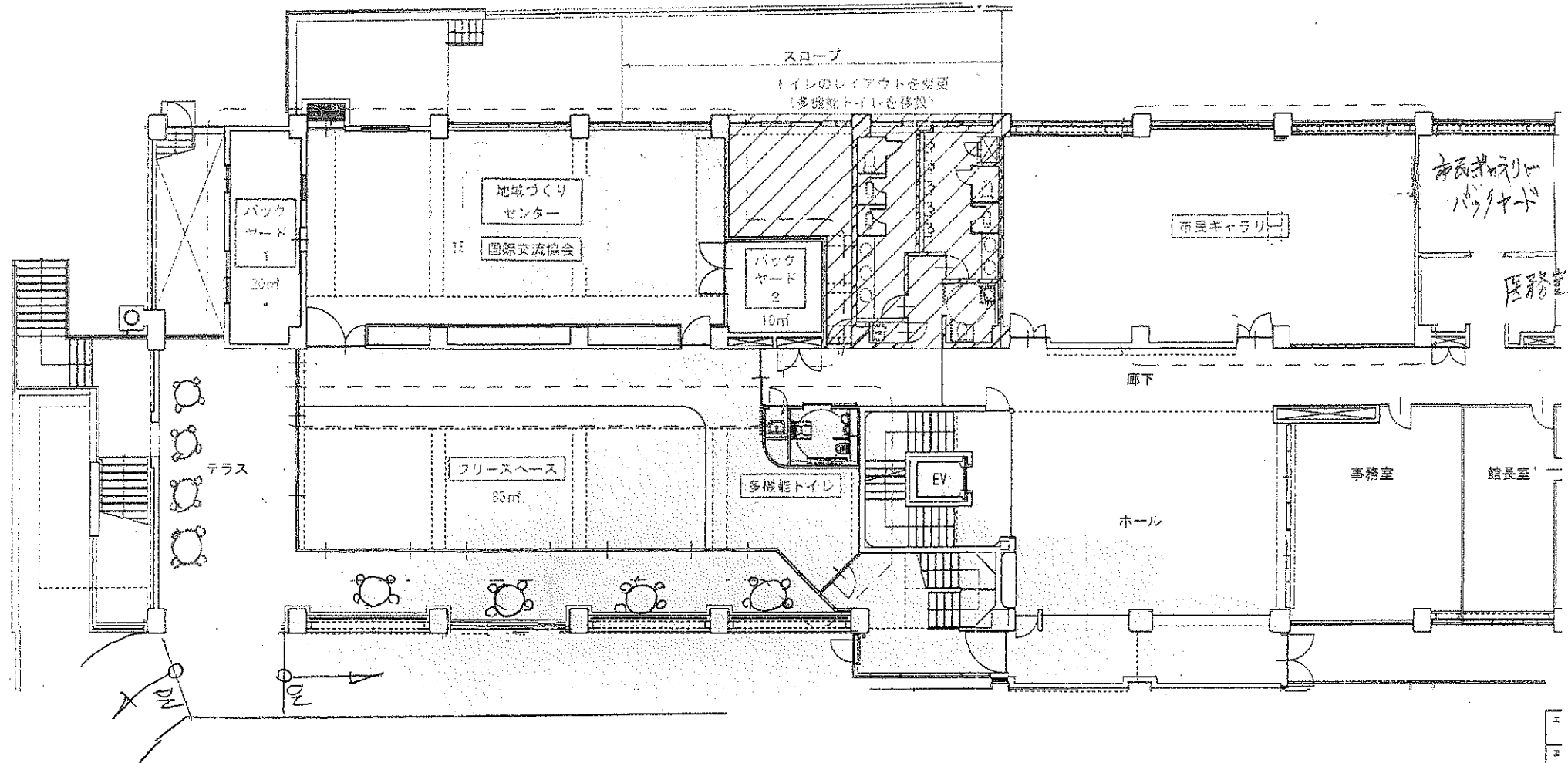


野外劇場の円形観覧席と同心円の形としてデザインし、長年親しまれた形を発展させる
玄関から入場した目線の先には「四街道らしい」と感じるスペースが表れる
騒音対策としての機能を持たせる
単なる広場ではなく、高低差を利用した包み込まれるような空間を感じる

壁画作成に当たっては、市民参加として公募する
または小学生、中学生に制作していただくことにより「ふるさと」意識の高揚に繋げる
…などのアイデアを活かし、市民参加意識を高める

市民ギャラリーは現在の地域づくりセンターと執務室とし、来館者に最も利用しやすい場所とする
 現在の医務室は、市民ギャラリーのバックヤードと医務室の機能を持たせる
 厨房部分は、地域づくりセンターと国際交流協会とし落ち着いた雰囲気ので活動できる
 市民フリースペースを来客との交流にも使用でき、ふれあいの場としての相乗効果が期待される
 テラスから中庭に入る階段部分を移動し、中庭にはスロープを利用する
 執務室は2階とする

1階改修提案

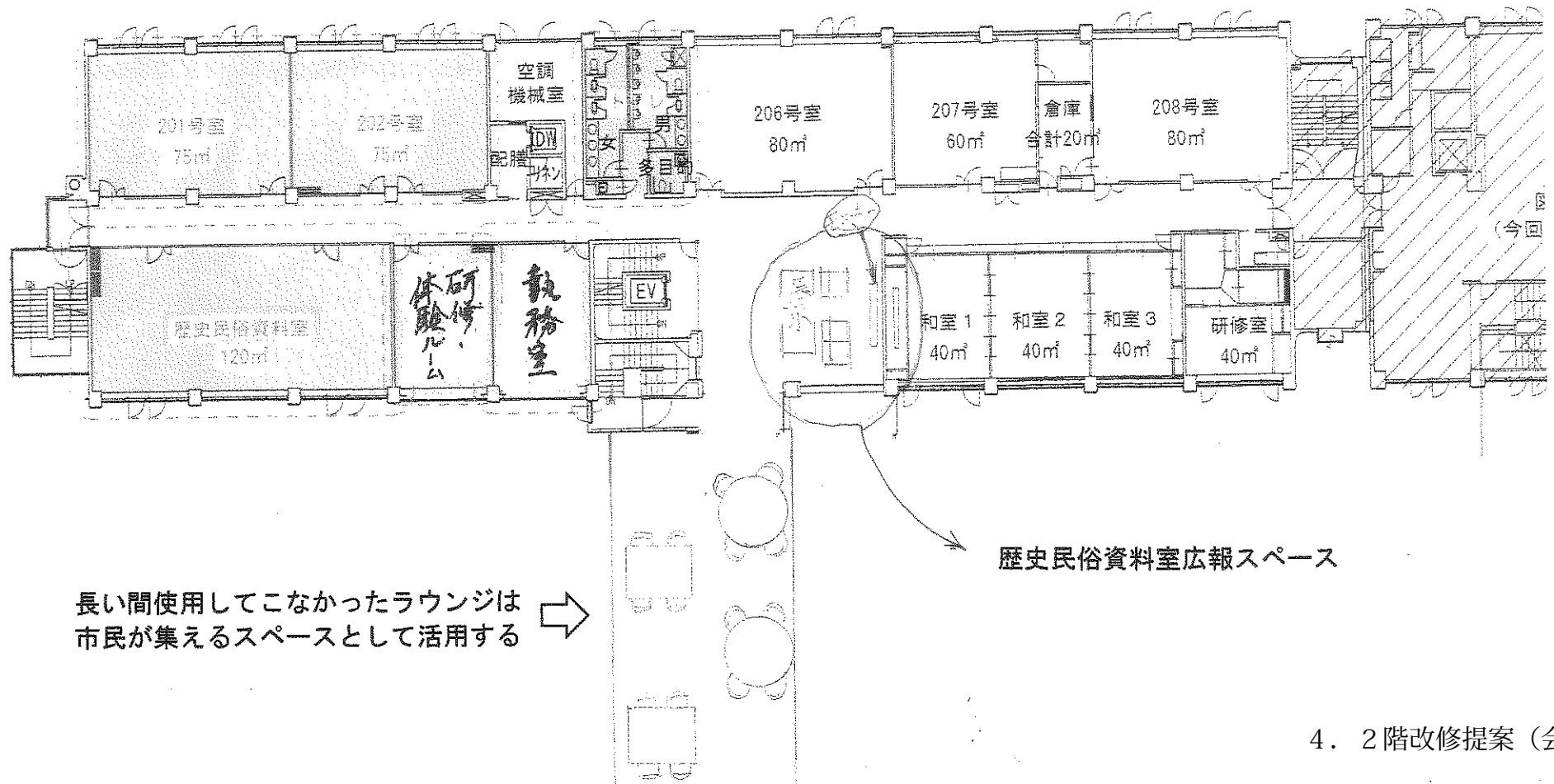


(NOT SCALE)

3. 1階改修提案 (会館棟)

2F改修提案

歴史民俗資料室は現在の203号室とし、204号室は付属する研修室、体験室とする
執務室を205号室とし、有料貸出部屋に対する中庭からの騒音苦情を回避する
EV前のラウンジには、モニター、展示ケースを設置し歴史に対しより市民が身近に
接する場所とする
モニターや掲示板などにより、歴史民族資料室への誘導を図ることができる



長い間使用してこなかったラウンジは市民が集えるスペースとして活用する

歴史民俗資料室広報スペース

4. 2階改修提案 (会館棟)

not scale

文化センター大規模改修工事 事前提案書（第3回市民会議）

項目	提案の内容
①「配置計画への提案」	
②「平面計画への提案」 (ホール棟)	
②「平面計画への提案」 (会館棟)	
③「その他の提案」	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 歴史民俗資料施設について</p> <p>① ネーミングを四街道市歴史民俗資料館（博物館類似施設）とし、現存する2か所の歴史民族資料室（八木原小学校内、ふれあいセンター内）は別館とする。</p> <p>② 当施設に歴史民俗資料施設整備プロジェクト～プロジェクト型ふるさと寄付～（約13,527千円）を利用する。</p> <p>2. 施設利用料の見直しと原則として全て徴収する。但し、市が使用するスペースは無料とする。</p> </div>

登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の違い

(文部科学省「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第1回会議資料(H18.10.11)より抜粋)

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、博物館登録原簿に登録されたもの	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの	博物館と同種の事業を行う施設(登録又は指定を受けていないもの)
設置主体	①地方公共団体 ②民法第34条の法人 ③宗教法人 ④政令で定める法人	制限なし	制限なし
登録又は指定主体	都道府県教育委員会	①国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣 ②①以外の施設については都道府県教育委員会	なし
職員	①館長・学芸員必置 ②法に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること	学芸員に相当する職員の必置	制限なし
開館日数	150日以上	100日以上	制限なし

第3回 市民会議の流れ

1. 配布資料一覧

- ① 第3回 市民会議の流れ（本資料）
- ② 第3回 市民会議（ワークショップ）次第
- ③ 図面リスト
- ④ 工事図面（A-1～A-12）
- ⑤ 主な部屋などの機能・設備
- ⑥ 事前提案書（任意様式可）
- ⑦ 事前意見書（ 〃 ）

参考資料1：文化センター大規模改修工事に関する市民会議について

参考資料2：文化センター大規模改修工事に関する各計画上の位置付け

参考資料3：現段階における改修前後の会議室状況（2階和室を除く）

再送付資料：文化センター大規模改修工事 第1回市民会議意見のまとめ

※配布資料は会議当日にお持ちください。

2. その他当日持参資料

文化センター大規模改修工事 第1回市民会議意見のまとめ

（前回送付の書類で、第2回会議前に個人案を作成したもの。念のため再度送付します。）

3. 12月18日（水）までの事前作業

これまでの市民会議では、主に配置計画、平面計画について議論を頂き、その内容を整理している状況ですが、「④工事図面（最新）」の内容とは別に、個人等で配置計画、平面計画に関するアイデアなどをお持ちの方は、「⑥事前提案書」の作成をお願いします。

ご提案がある場合には、18日（水）までに管財課にご提出（任意様式可、メール可）をお願いします。

※ご提案頂いた内容は、第3回市民会議の中で追加資料として配布します。

※ご提案などがない場合はご提出不要です。

4. 会議当日までの事前作業

1) 「④工事図面（最新）」を確認し、「再送付資料」に記載のない、配置計画、平面計画に関する追加意見などがある場合は、「⑦事前意見書」の作成をお願いします。

※追加意見がない場合はご提出不要です。

2) 第3回市民会議では、「⑤主な部屋などの機能・設備」についての意見交換を予定していますので、事前配布資料の確認をお願いします。

5. 会議当日の流れ

- 1) ⑥事前提案書について意見交換（事前提案が提出された場合）
- 2) ⑦事前意見書について意見交換（事前意見がある場合）
- 3) 主な部屋などの機能・設備について意見交換

文化センター大規模改修工事設計

第3回 市民会議（ワークショップ）次第

日時：令和6年12月22日（日）

午前10時～12時

場所：文化センター2階206号室

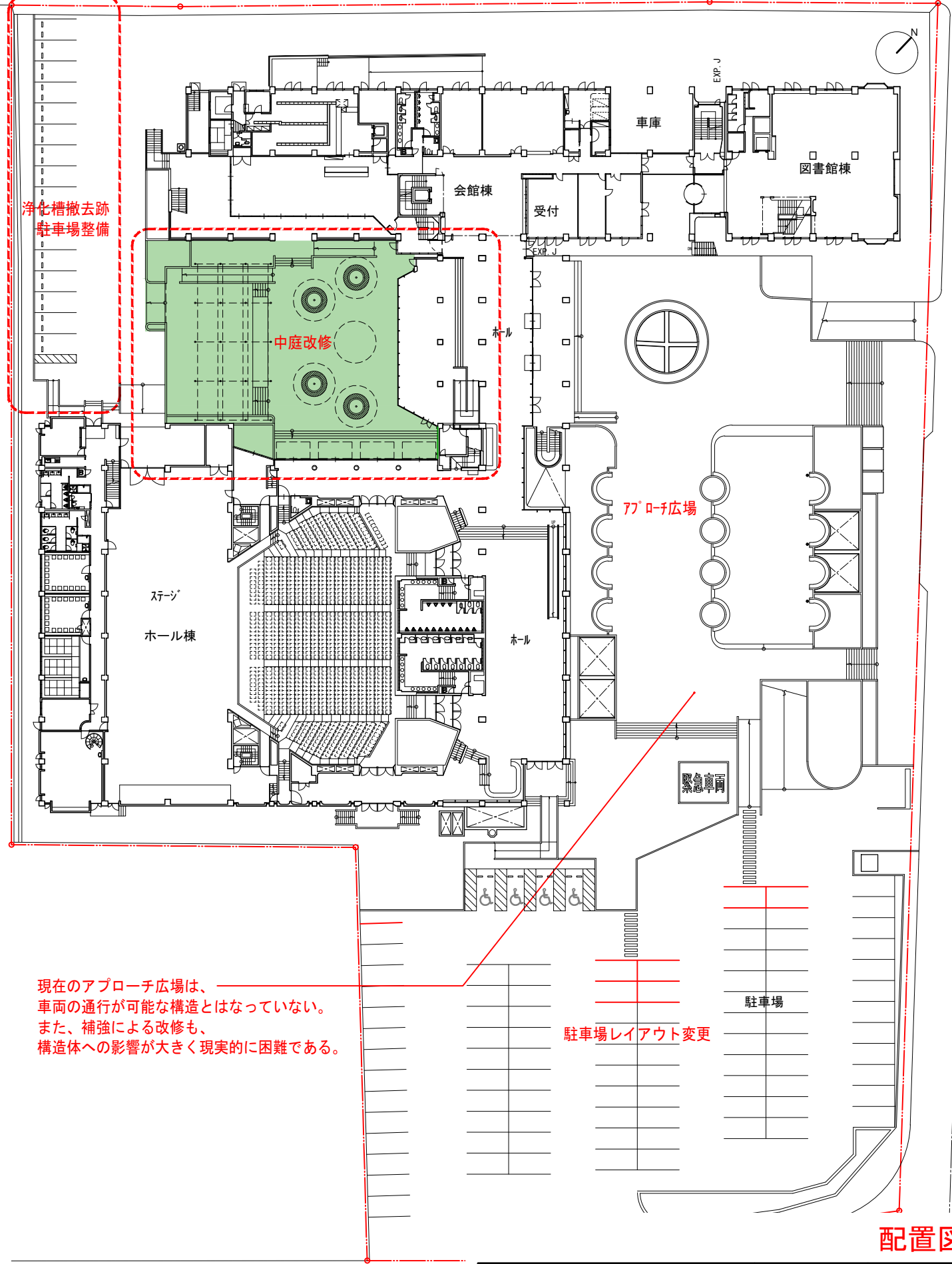
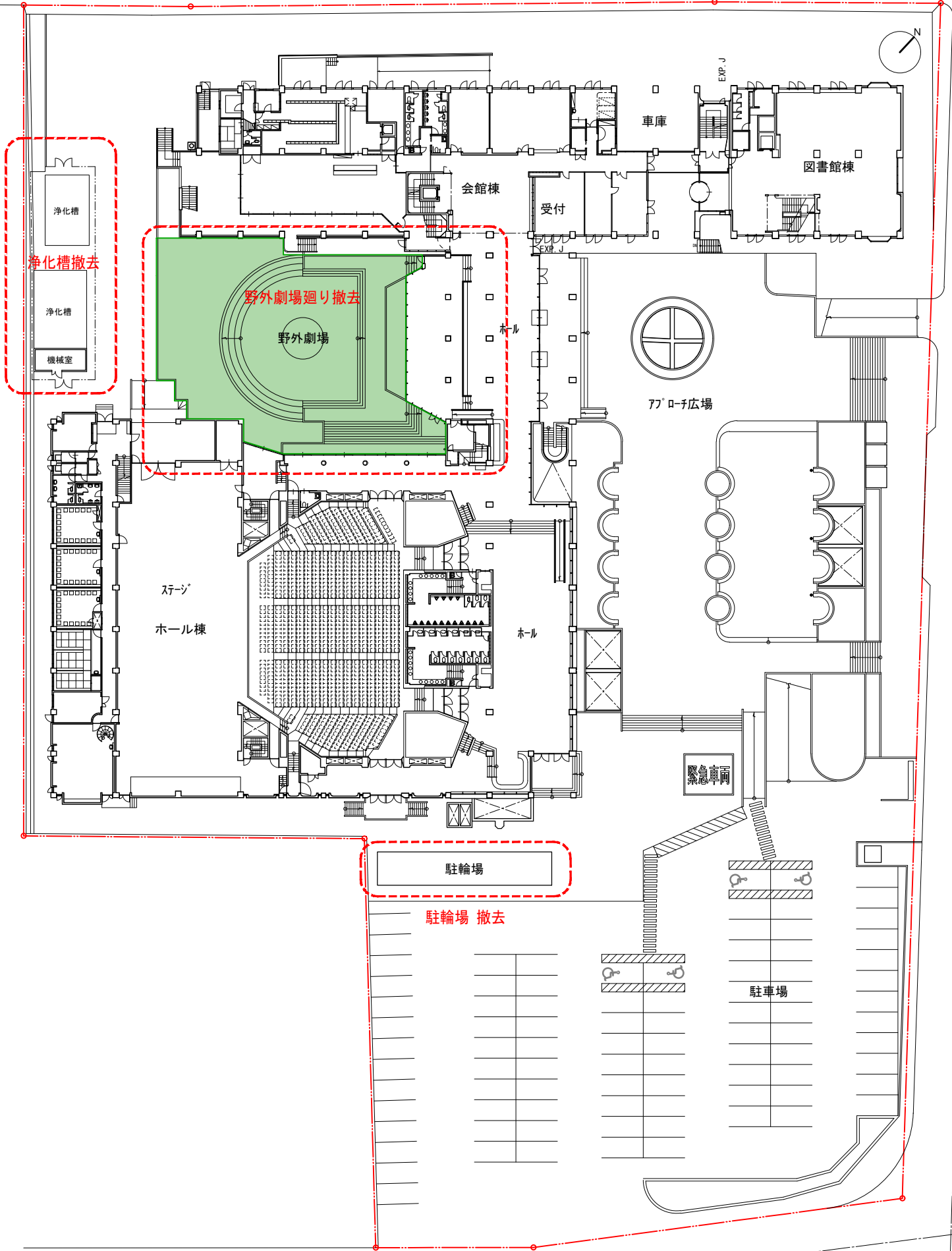
- 1 開会挨拶
- 2 グループワーク
 - (1) ⑥事前提案書について意見交換（事前提案が提出された場合）
 - (2) ⑦事前意見書について意見交換（事前意見がある場合）
 - (3) 主な部屋などの機能・設備について意見交換
 - (4) 意見のまとめ
- 3 その他
 - (1) 会議日程について
第4回会議開催予定（令和7年2月2日）
- 4 閉会

図面リスト

図面種別	図面番号	図面名称	修正内容
全体	A-01	配置図（改修前・改修後）	・アプローチ広場の情報を追記など
	A-02	中庭詳細図（改修前）	・下部に説明文を追記など
	A-03	中庭詳細図（改修後）	・下部に説明文を追記 ・建具改修を検討する旨を追記 ・ベンチ設置スペースを追記など
ホール棟	A-04	地階平面図	・壁撤去による図書館への動線確保を追記など
	A-05	1階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記 ・配置図に記載していた一部改修内容を転記 ・リハーサル室における防音改修を追記など
	A-06	2階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記 ・リハーサル室における防音改修を追記など
会館棟	A-07	地階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記など
	A-08	1階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記 ・下部に説明文を追記など
	A-09	2階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記 ・下部に説明文を追記 ・歴史民俗資料施設倉庫を貸室に変更 ・歴史民俗資料関連各室のレイアウトを変更など
	A-10	3階平面図（改修前・改修後）	・内装について追記 ・撤去が可能と考えられる壁を追記 ・下部に説明文を追記など
	A-11	市民ギャラリー案 詳細図（改修前）	・追記、修正など
	A-12	市民ギャラリー案 詳細図（改修後）	・追記、修正など

改修前

改修後



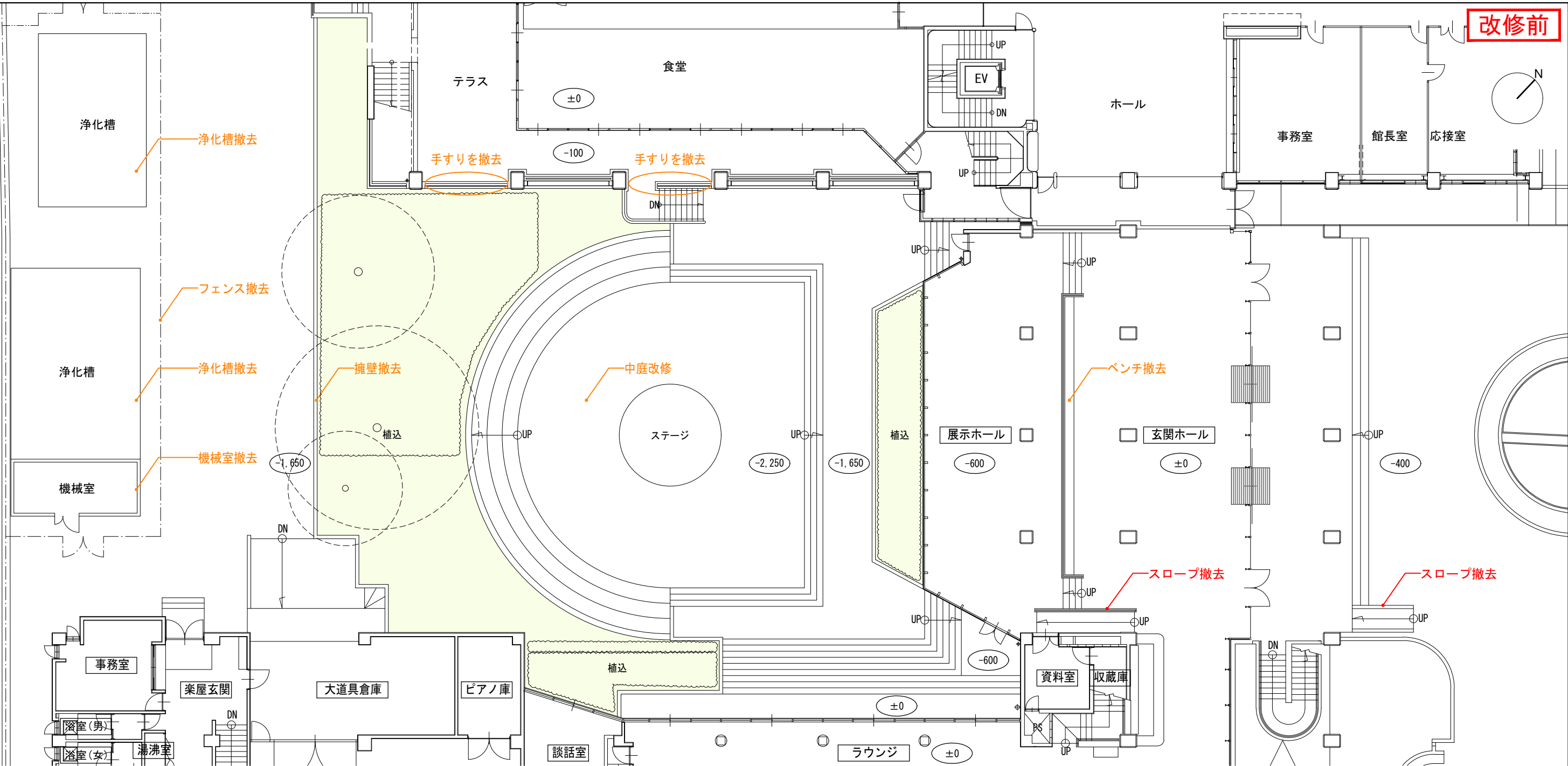
現在のアプローチ広場は、
車両の通行が可能な構造とはなっていない。
また、補強による改修も、
構造体への影響が大きく現実的に困難である。

配置図

工事名	文化センター大規模改修工事	N.	06047	管理建築士	楠田 和美
図名	配置図(改修前・改修後)	設計	R06.08	一級建築士登録番号	200667号
		縮尺	A1:1/300, A3:1/600	従事する建築士	甲斐 雅人
		図面N.	A-01	一級建築士登録番号	273244号
株式会社	フケタ設計	承認		従事する建築士	
代表取締役	三架 富男	一級建築士登録番号	89479号	一級建築士登録番号	
本社	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	TEL	028(822)8928		

改修前

敷地境界線



中庭詳細図 (改修前)

- 中庭について → ステージとして設計されているため段差が多く利用方法が制限される。
- 展示ホールと中庭について → 床高さに1.05mの差があるため、物理的に一体感がない。間に植込があるため、視覚的にも一体感がない。
- テラスと中庭について → 床高さ1.55mの差があるため、中庭からテラスの様子を伺うことは出来ず、一体的に利用可能な関係ではない。

工事名	文化センター大規模改修工事	No.	06047	管理建築士	棚田 和美
図名	中庭詳細図 (改修前)	設計	R06_08	一級建築士登録番号	200667号
縮尺	A1:1/100, A3:1/200	図面No.	A-02	従事する建築士	甲斐 雅人
株式会社	フケタ設計	代表取締役	三柴 富男	一級建築士登録番号	89479号
本社	栃木県宇都宮市大宮1丁目5番8号	TEL	028(622)8928	一級建築士登録番号	

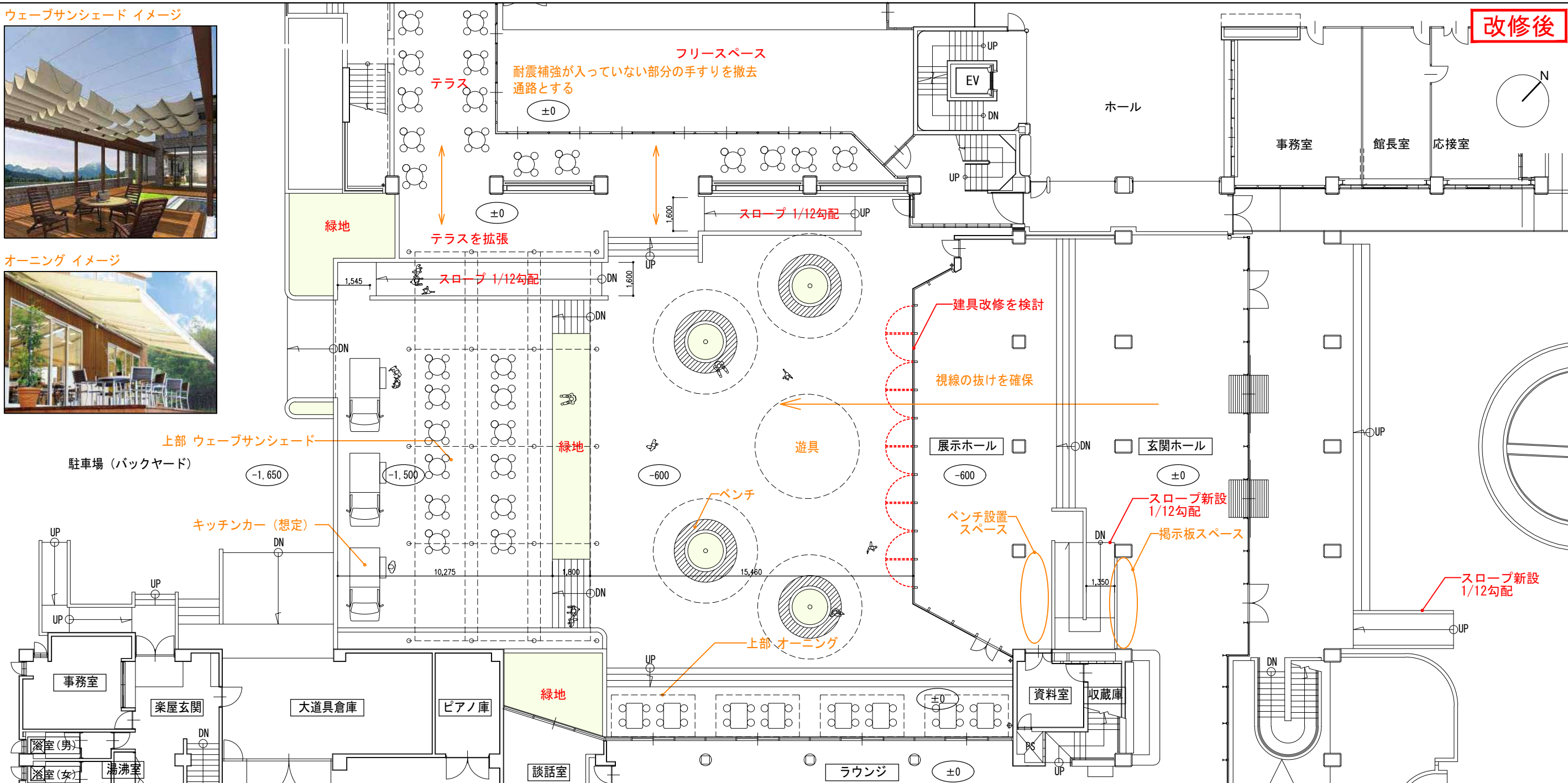
ウェーブサンシェード イメージ



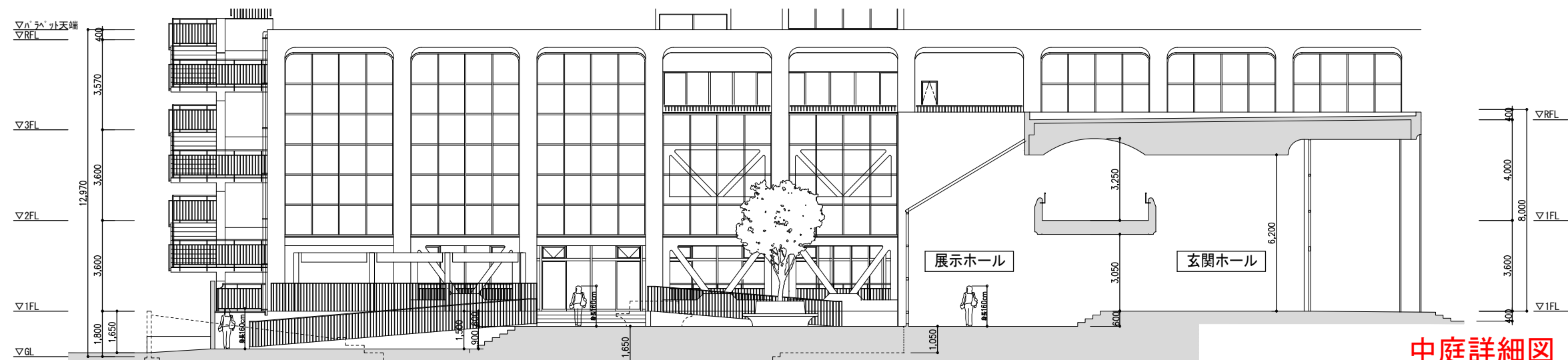
オーニング イメージ



敷地境界線



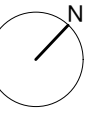
改修後



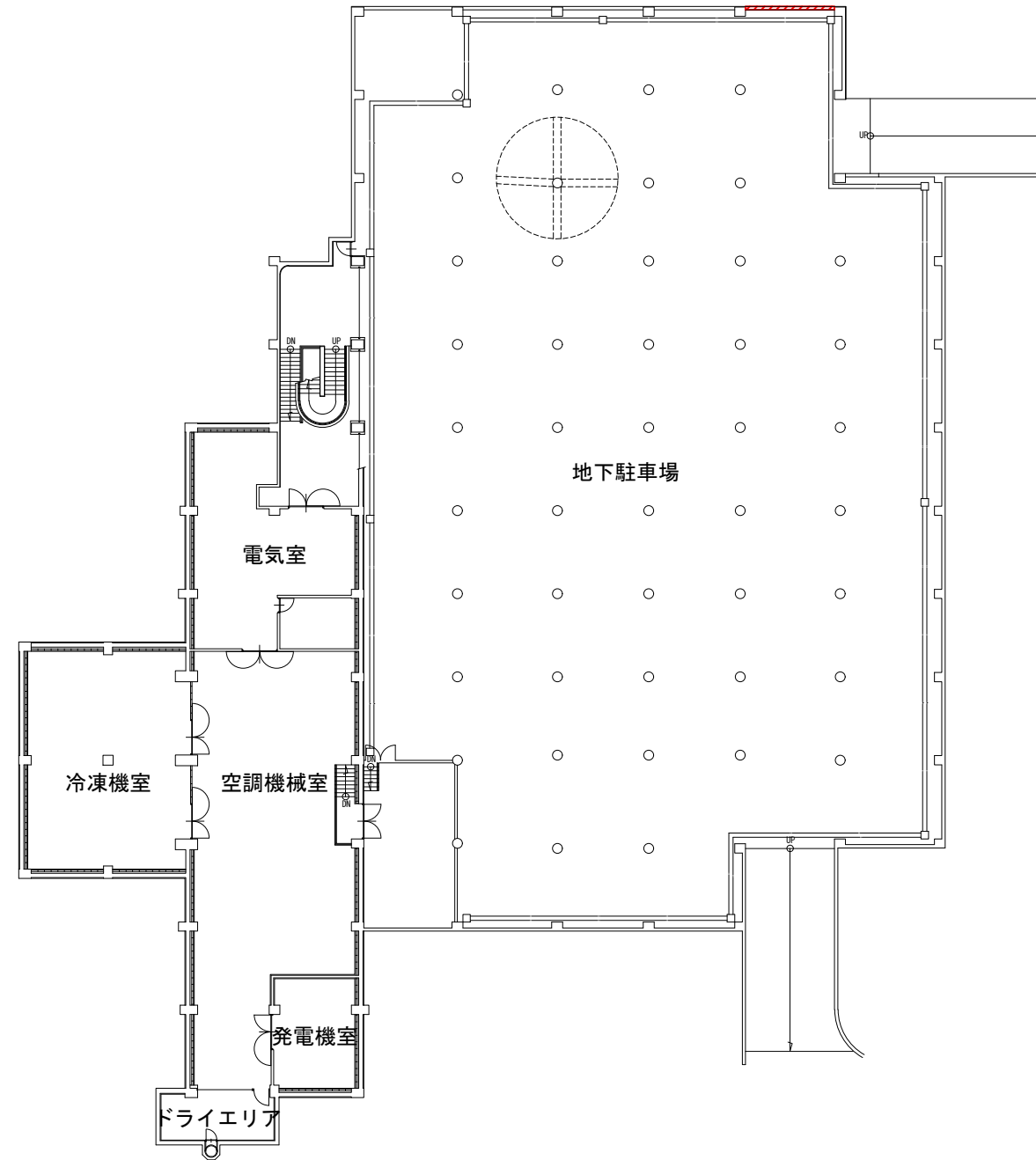
中庭詳細図 (改修後)

- 中庭について → 多様な利用が可能となるようフラットな空間とする。床高さについては、半分は展示ホール、もう半分は駐車場に合わせている。
 - 展示ホールと中庭について → 床高さを揃え、一体感のある空間性とする。
 - テラスと中庭について → 床高さの差を0.6mまで抑え、耐震補強が入っていない部分の手すりを撤去、中庭側にテラスを拡張することで、一体的に利用可能な関係とする。
- ※ 実現可能であることを検証したものではありません。あくまで改修方針を決定するための参考提案です。

工事名	文化センター大規模改修工事	N.	06047	管理建築士	棚田 和美
図名	中庭詳細図 (改修後)	設計	R06_08	一級建築士登録番号	200667号
縮尺	A1:1/100, A3:1/200	図面N.	A-03	従事する建築士	甲斐 雅人
代表取締役	三柴 富男	一級建築士登録番号	89479号	一級建築士登録番号	273244号
本 社	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	TEL	028 (622) 8928	従事する建築士	



壁を撤去し、図書館への動線を確保する

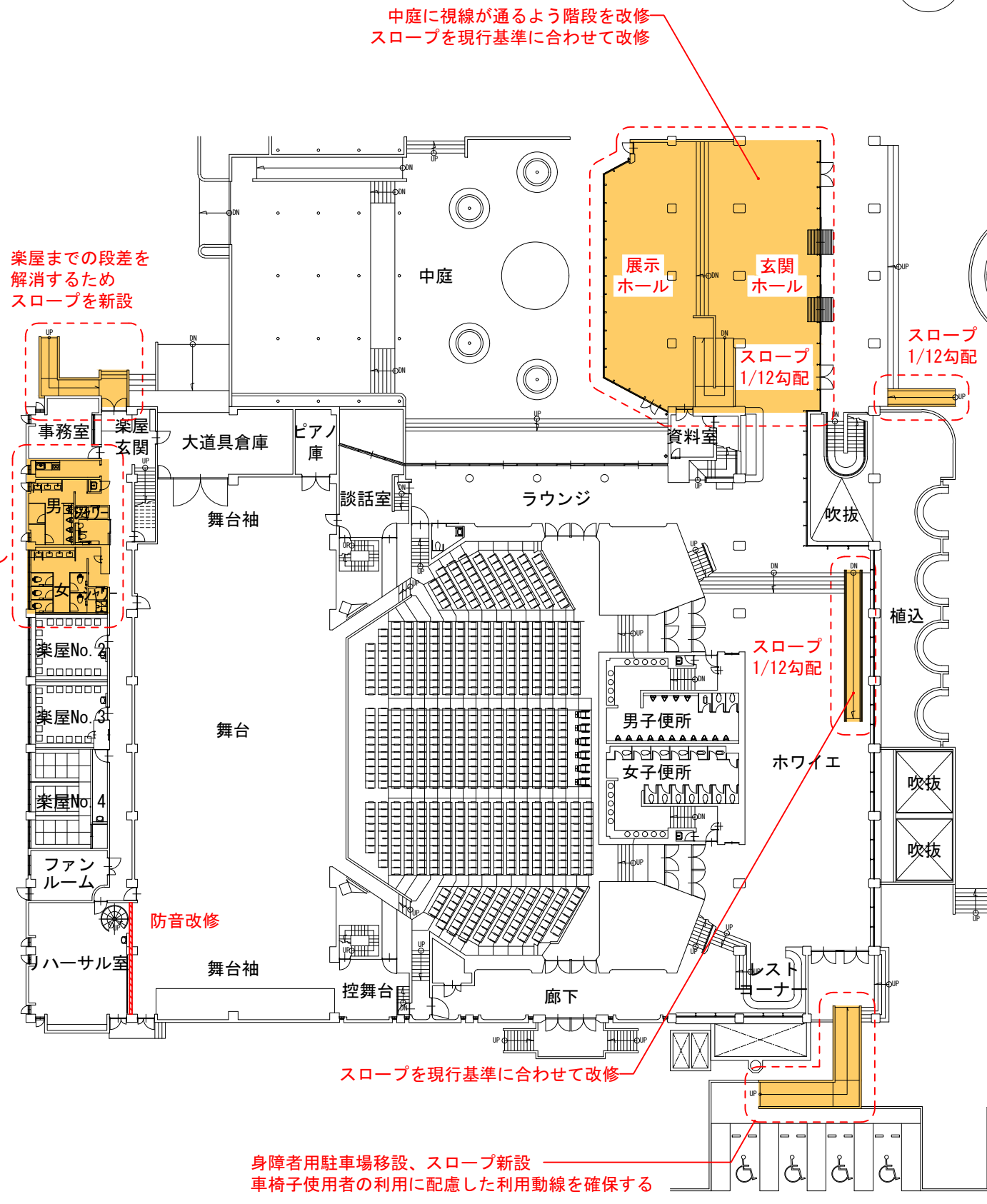
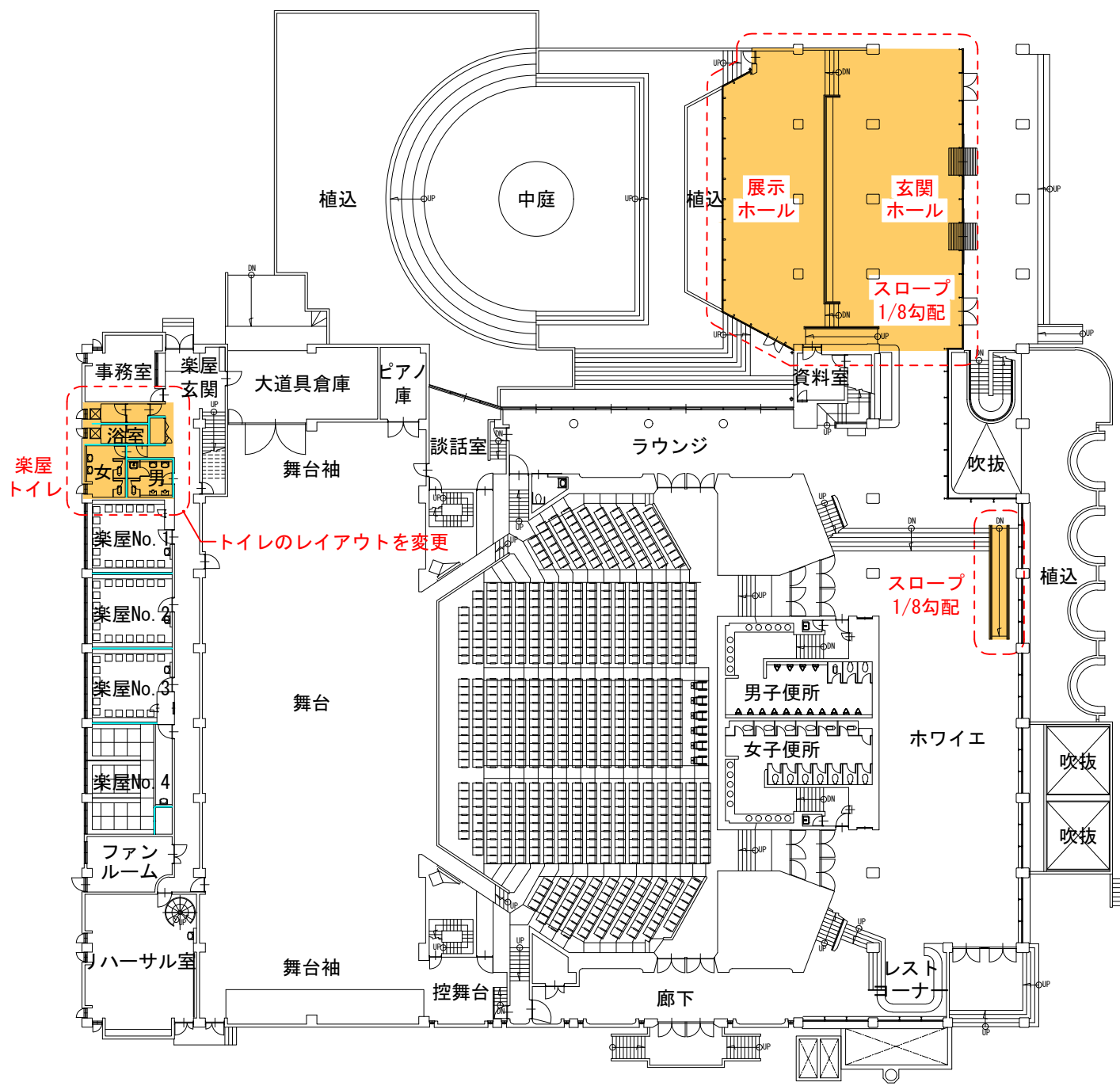
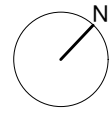
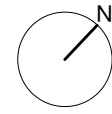


ホール棟 地階平面図

工事名	文化センター大規模改修工事	No.	00000	管理建築士	AAA
図名	ホール棟 地階平面図	設計	R00.00	一級建築士登録番号	111111号
		縮尺	A1:1/200, A3:1/400	従事する建築士	BBB
		図面No.	A-04	一級建築士登録番号	222222号
	株式会社 フケタ設計	承認		従事する建築士	CCC
	代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号	検		一級建築士登録番号	333333号
	本 社 栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号 TEL 028(622)8928	図			

改修前

改修後



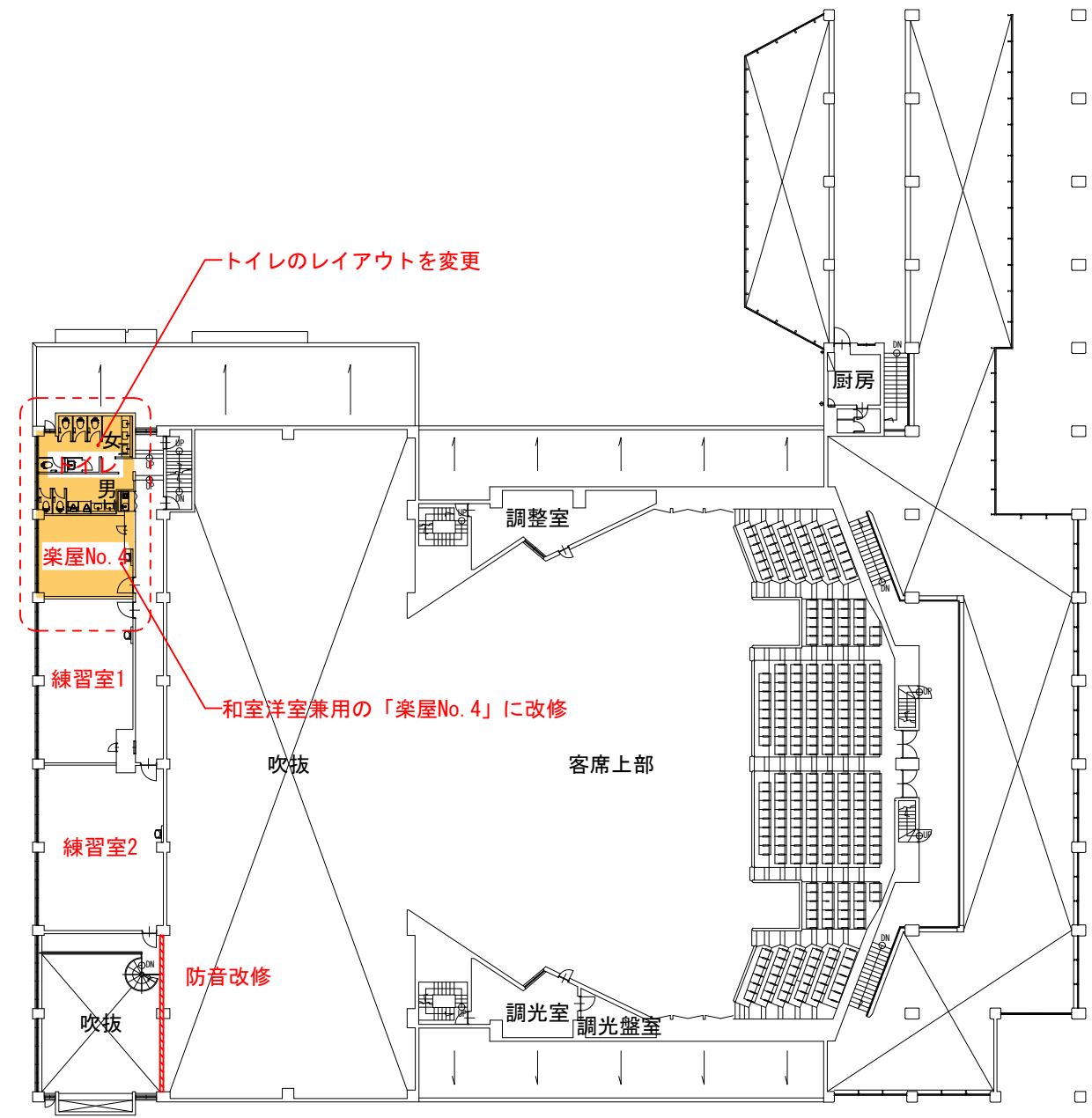
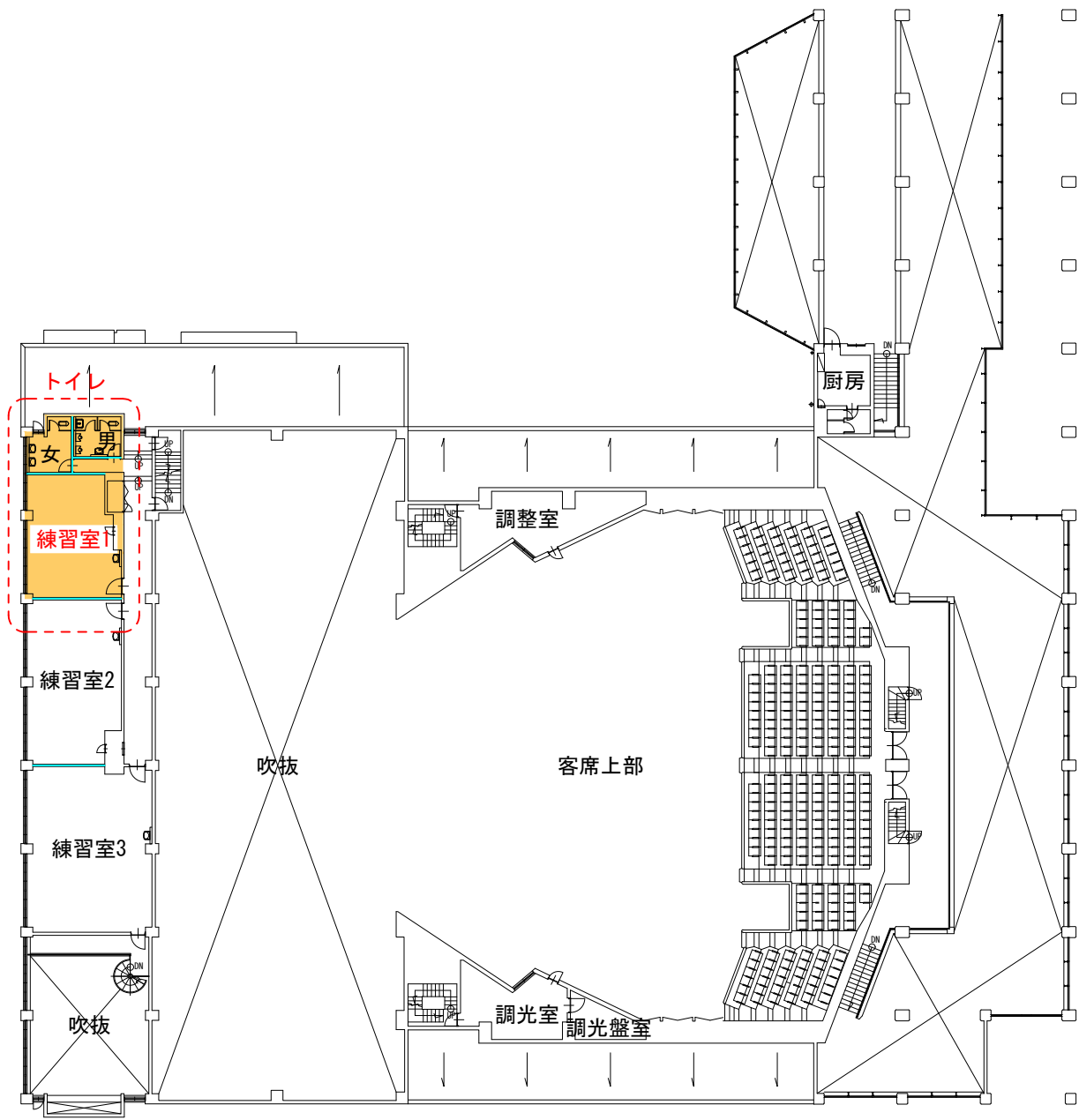
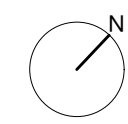
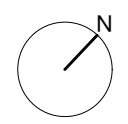
撤去が可能と考えられる壁を青線で示す

ホール棟 1階平面図

● 内装について 床 → 長尺ビニルシート 壁 → 塗装 (下地はコンクリートまたは石こうボード) 天井 → 全般: 岩綿化粧吸音板 トイレ: 化粧石こうボード	工事名	文化センター大規模改修工事	N.	06047	管理建築士 楠田 和美
	図名	ホール棟 1階平面図 (改修前・改修後)	設計	R06.08	一級建築士登録番号 200667号
	縮尺	A1:1/200, A3:1/400	概算	A-05	一級建築士登録番号 273244号
	図面N.	A-05	代表取締役 三柴 富男	一級建築士登録番号 89479号	TEL 028 (622) 8928

改修前

改修後

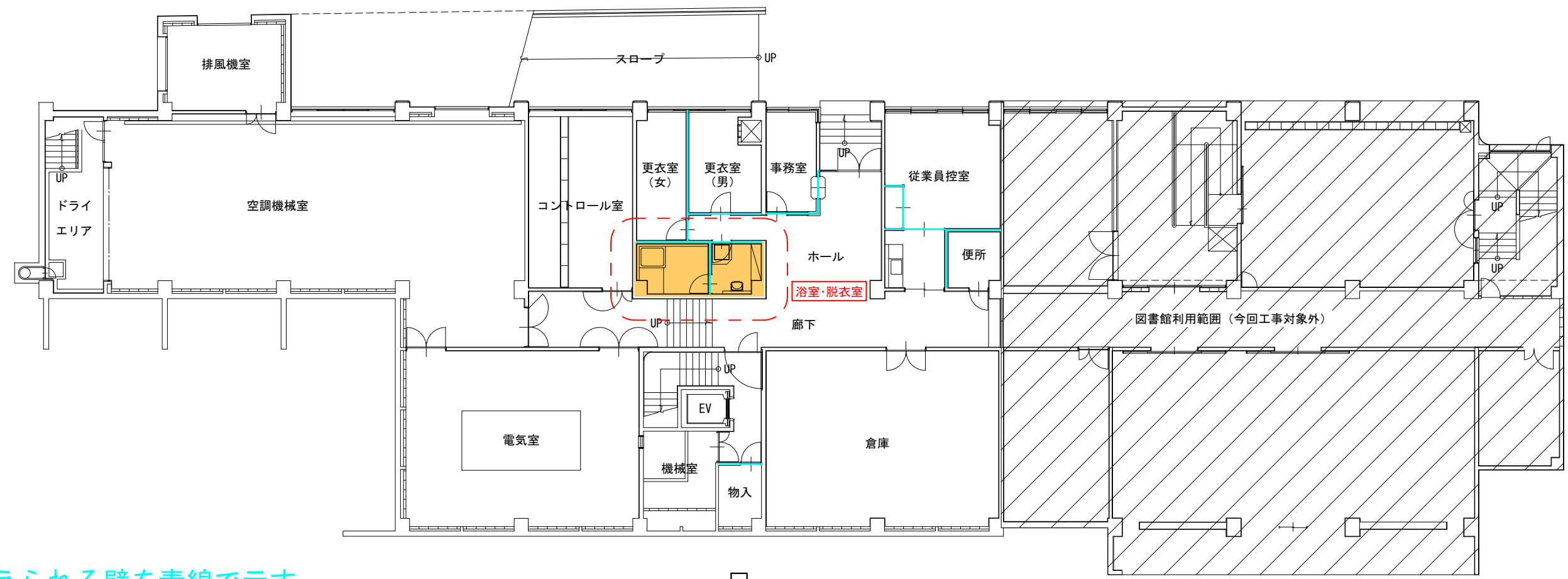


撤去が可能と考えられる壁を青線で示す

ホール棟 2階平面図

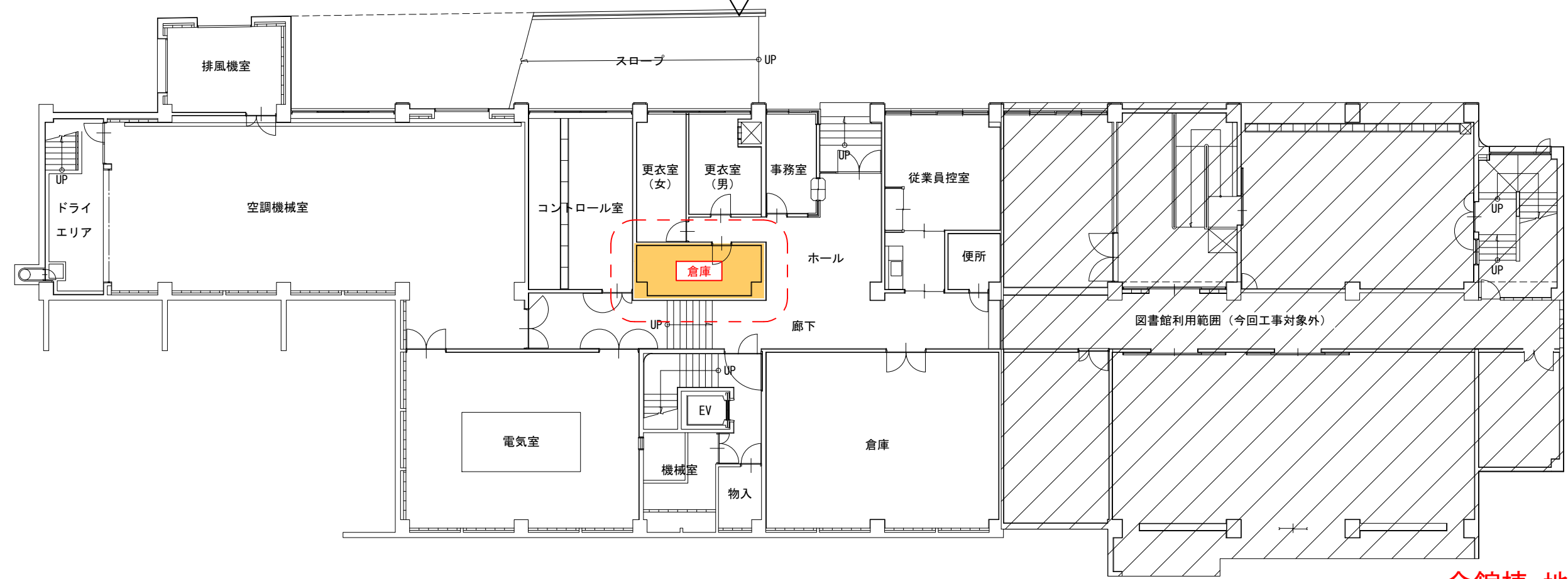
<p>● 内装について</p> <p>床 → 長尺ビニルシート</p> <p>壁 → 塗装 (下地はコンクリートまたは石こうボード)</p> <p>天井 → 全般: 岩綿化粧吸音板 トイレ: 化粧石こうボード</p>	<p>工事名 文化センター大規模改修工事</p> <p>No. 06047</p>	<p>管理建築士 楠田 和美</p> <p>一級建築士登録番号 200667号</p>	
	<p>図名 ホール棟 2階平面図 (改修前・改修後)</p> <p>縮尺 A1:1/200, A3:1/400</p>	<p>設計 R06_08</p> <p>図面No. A-06</p>	<p>従事する建築士 甲斐 雅人</p> <p>一級建築士登録番号 273244号</p>
	<p>株式会社 フケタ設計</p> <p>代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号</p> <p>本社 栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号 TEL 028(622)8928</p>	<p>承認</p>	<p>従事する建築士</p> <p>一級建築士登録番号</p>
	<p>図</p>	<p>図</p>	<p>号</p>

改修前



撤去が可能と考えられる壁を青線で示す

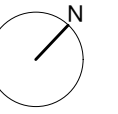
改修後



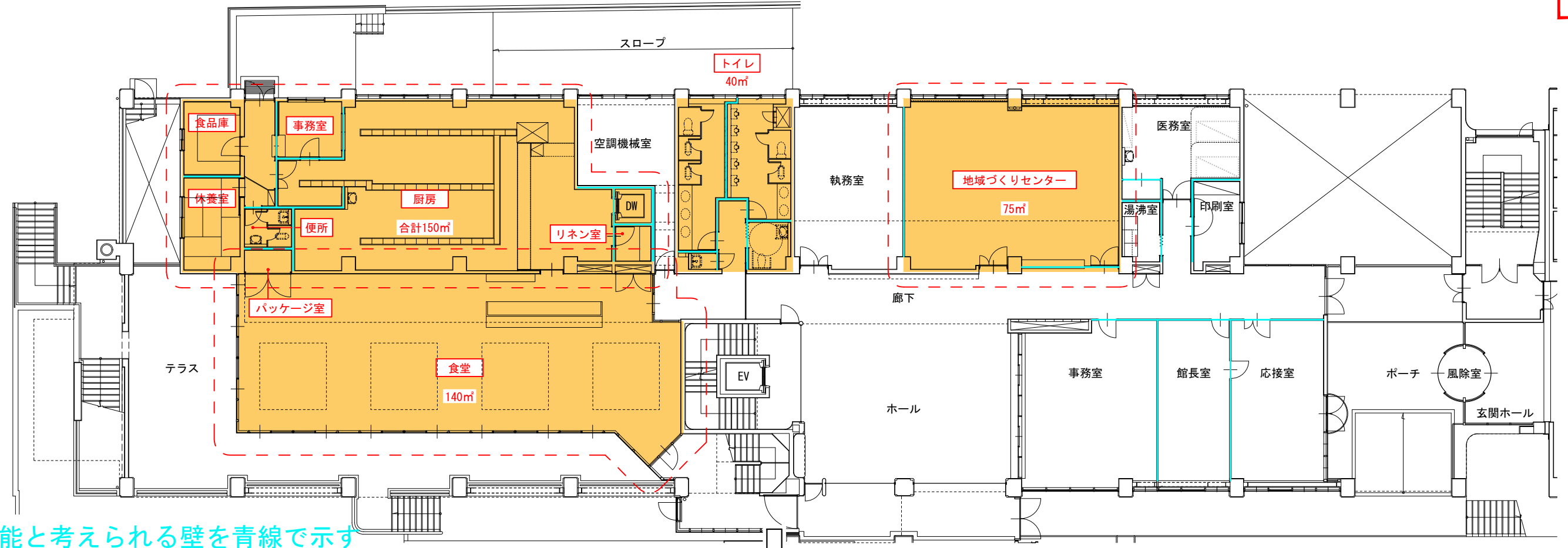
会館棟 地階平面図

<p>● 内装について</p> <p>床 → 長尺ビニルシート</p> <p>壁 → 塗装（下地はコンクリートまたは石こうボード）</p> <p>天井 → 化粧石こうボード</p>	<p>工事名 文化センター大規模改修工事</p> <p>No. 06047</p>	<p>管理建築士 棚田 和美</p> <p>一級建築士登録番号 200667号</p>	
	<p>図名 会館棟 地階平面図（改修前・改修後）</p> <p>縮尺 A1:1/100, A3:1/200</p>	<p>設計 R06_08</p> <p>図面No. A-07</p>	<p>従事する建築士 甲斐 雅人</p> <p>一級建築士登録番号 273244号</p>
	<p>株式会社 フケタ設計</p> <p>代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号</p> <p>本社 栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号 TEL 028(622)8928</p>	<p>承認</p>	<p>従事する建築士</p> <p>一級建築士登録番号</p>
	<p>倉庫</p>	<p>倉庫</p>	<p>倉庫</p>

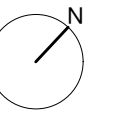
改修前



撤去が可能と考えられる壁を青線で示す



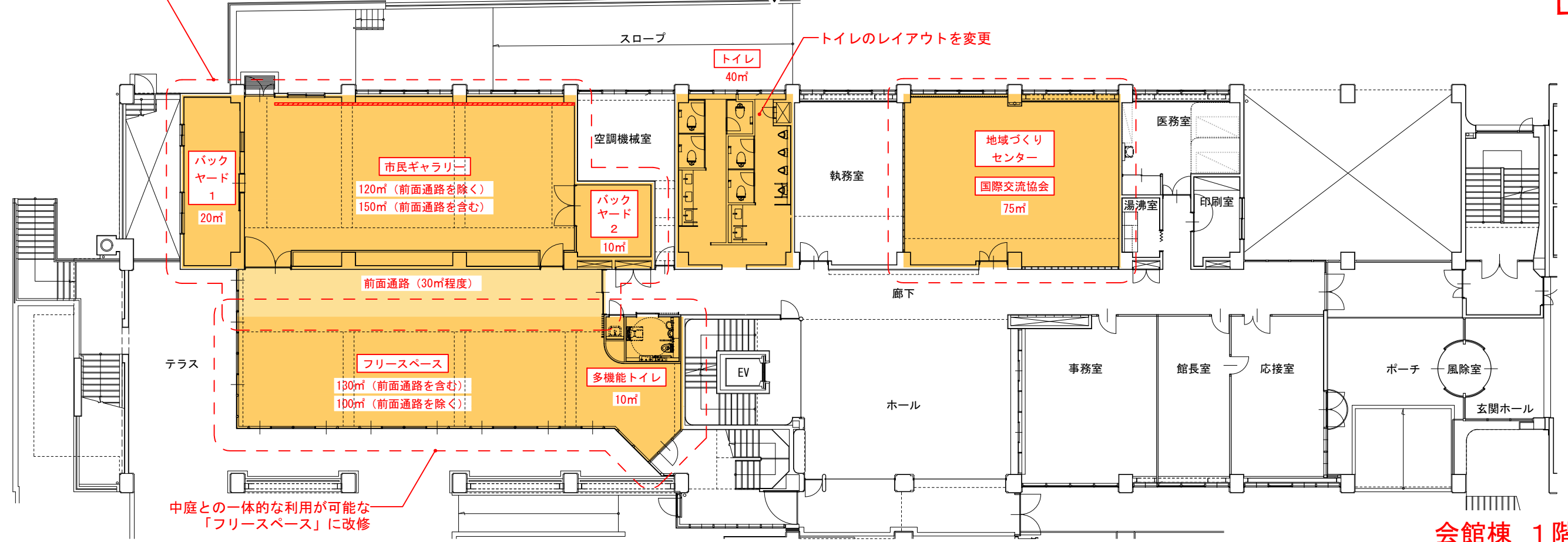
改修後



内壁を撤去、窓側には日射遮蔽措置を講じ「市民ギャラリー」に改修

トイレのレイアウトを変更

中庭との一体的な利用が可能な「フリースペース」に改修



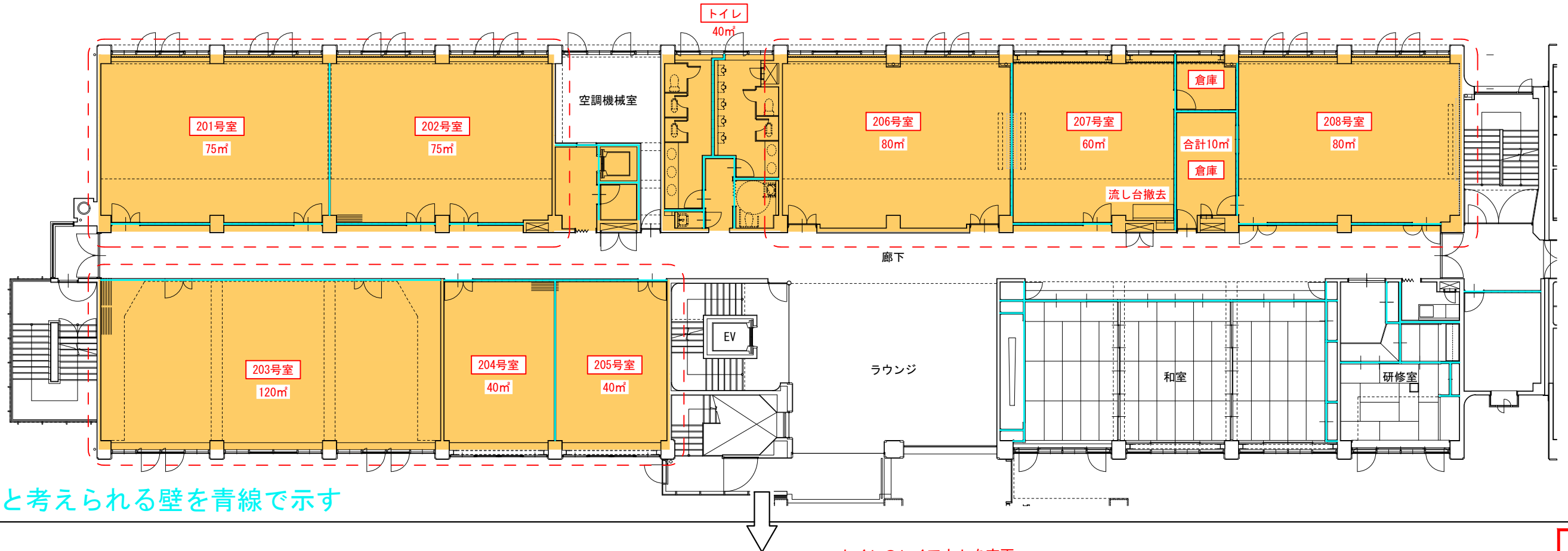
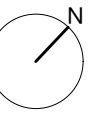
会館棟 1階平面図

- 市民ギャラリーについて
 - ・ 前面通路壁面やフリースペースとの一体利用を可能とし、什器収納のバックヤードを確保する
 - ・ 設備配管の関係上、限界はあるが「可能な限り壁面部分の高さを確保する」方針とする
 - ・ 中庭やフリースペースとの連携により、市民による文化活動に触れる機会の増加を図る

- 内装について
 - 床 → 長尺ビニルシート
 - 壁 → 塗装 (下地はコンクリートまたは石膏ボード)
 - 天井 → 居室: 岩綿化粧吸音板 その他: 化粧石膏ボード

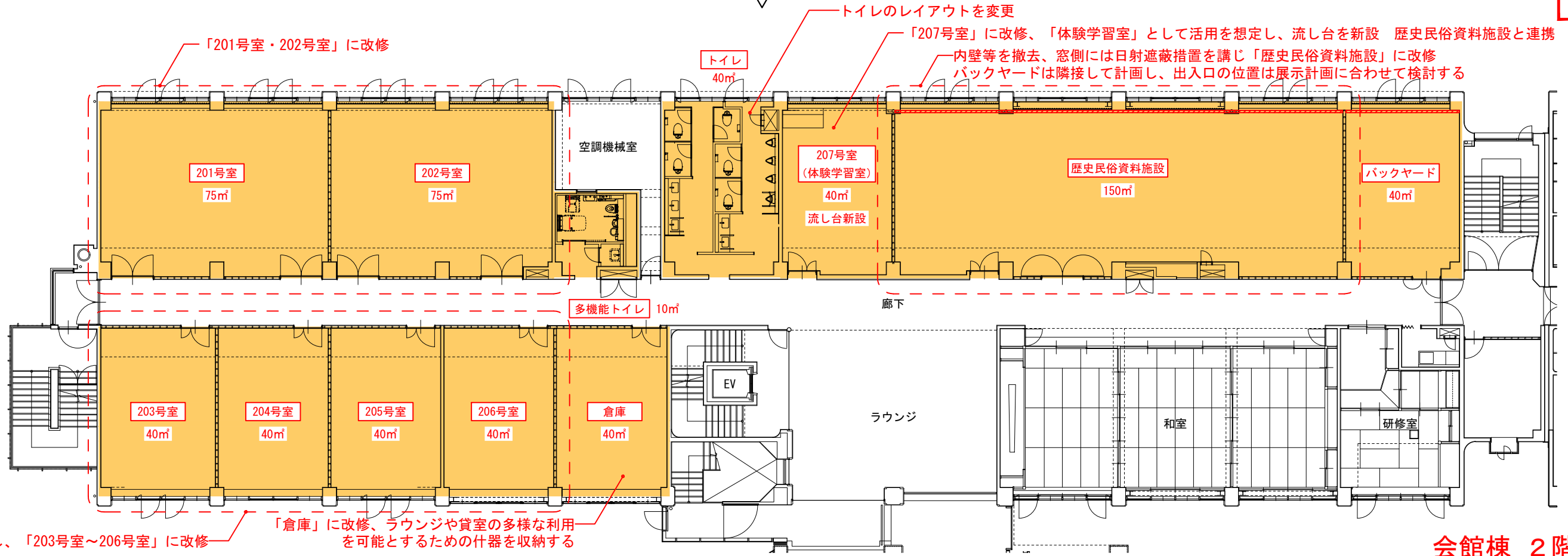
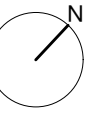
工事名	文化センター大規模改修工事	N.	06047	管理建築士	棚田 和美
図名	会館棟 1階平面図 (改修前・改修後)	設計	R06_08	一級建築士登録番号	200667号
株式会社	フケタ設計	縮尺	A1:1/100, A3:1/200	従事する建築士	甲斐 雅人
代表取締役	三柴 富男	一級建築士登録番号	89479号	一級建築士登録番号	273244号
本社	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	TEL	028 (622) 8928	従事する建築士	
承認		承認		一級建築士登録番号	

改修前



撤去が可能と考えられる壁を青線で示す

改修後

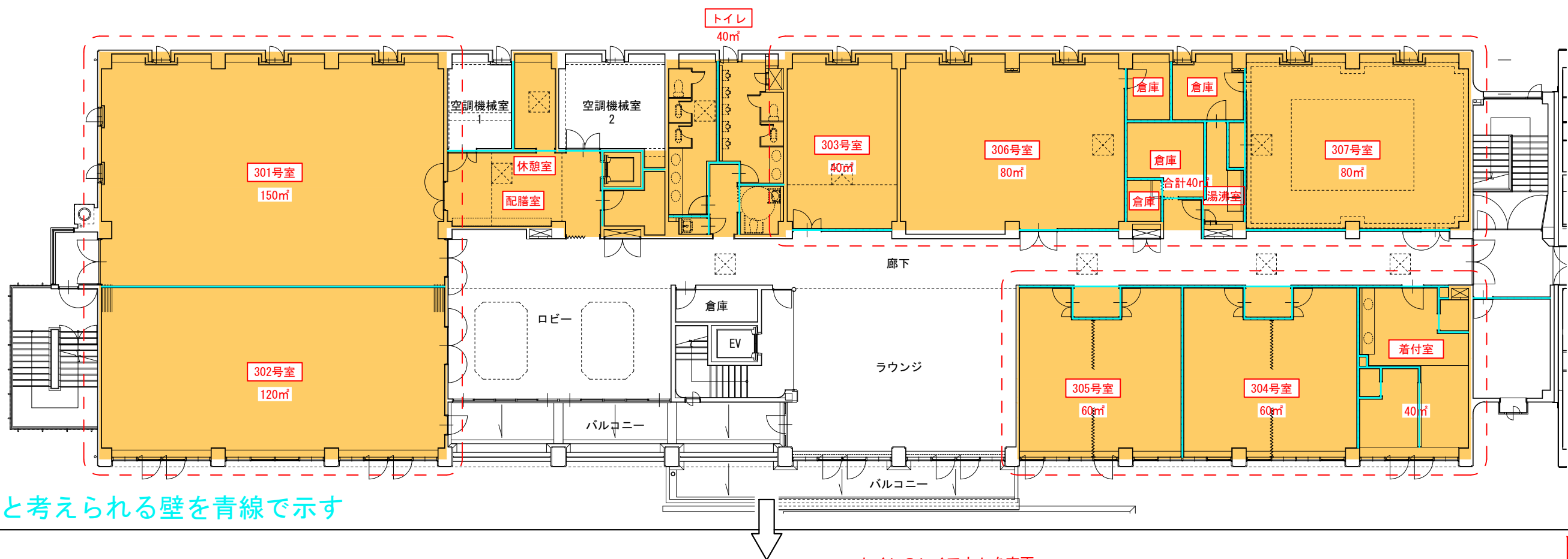
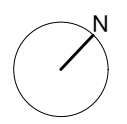


可動間仕切を撤去し、「203号室~206号室」に改修
「倉庫」に改修、ラウンジや貸室の多様な利用を可能とするための什器を収納する

会館棟 2階平面図

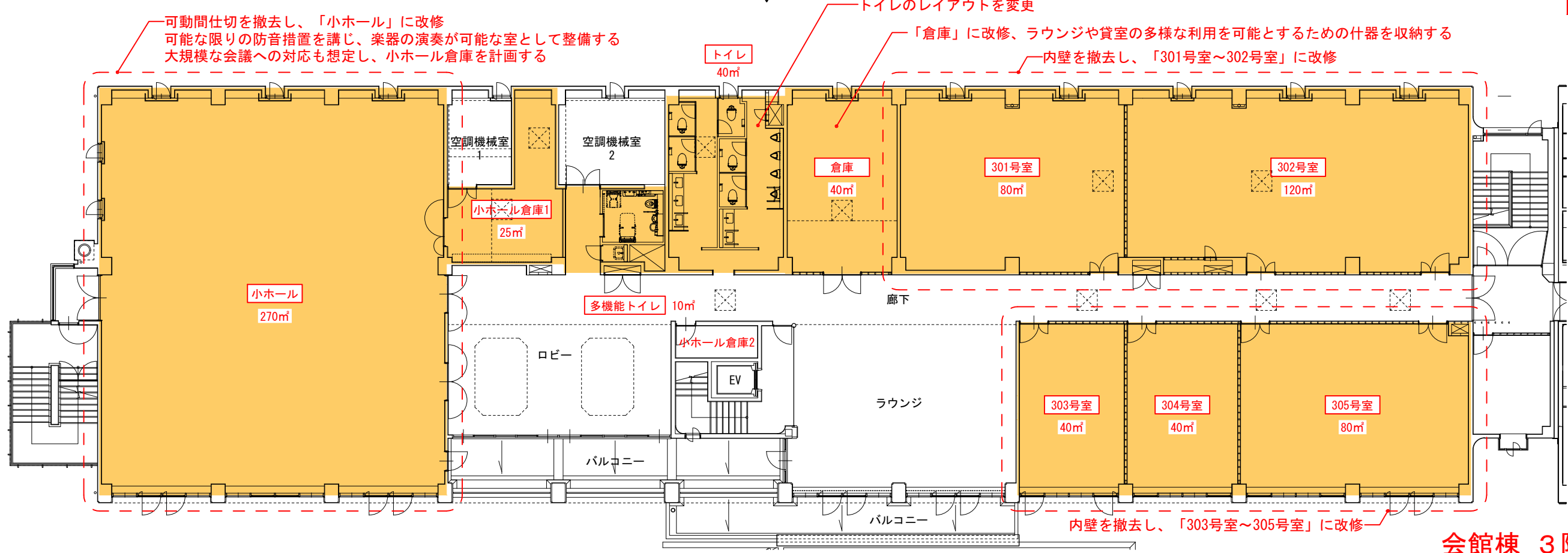
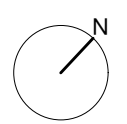
● 内装について 床 → 長尺ビニルシート 壁 → 塗装 (下地はコンクリートまたは石こうボード) 天井 → 居室: 岩綿化粧吸音板 その他: 化粧石こうボード	工事名	文化センター大規模改修工事	N.	06047	管理建築士 棚田 和美
	図名	会館棟 2階平面図 (改修前・改修後)	設計	R06_08	一級建築士登録番号 200667号
	縮尺	A1:1/100, A3:1/200	図面N.	A-09	従事する建築士 甲斐 雅人 一級建築士登録番号 273244号
	株式会社 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号 本社 栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号 TEL 028 (622) 8928	株式会社 フケタ設計	承認	図	従事する建築士 一級建築士登録番号

改修前



撤去が可能と考えられる壁を青線で示す

改修後



可動間仕切を撤去し、「小ホール」に改修
 可能な限りの防音措置を講じ、楽器の演奏が可能な室として整備する
 大規模な会議への対応も想定し、小ホール倉庫を計画する

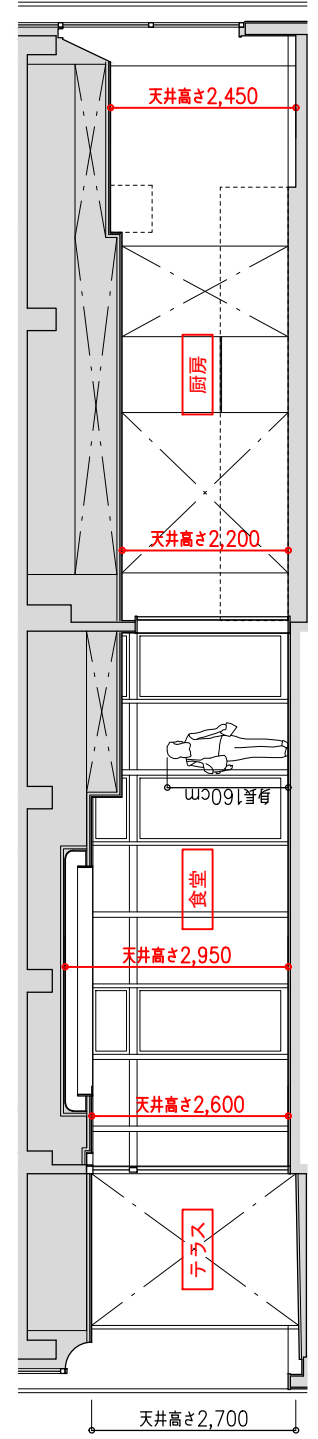
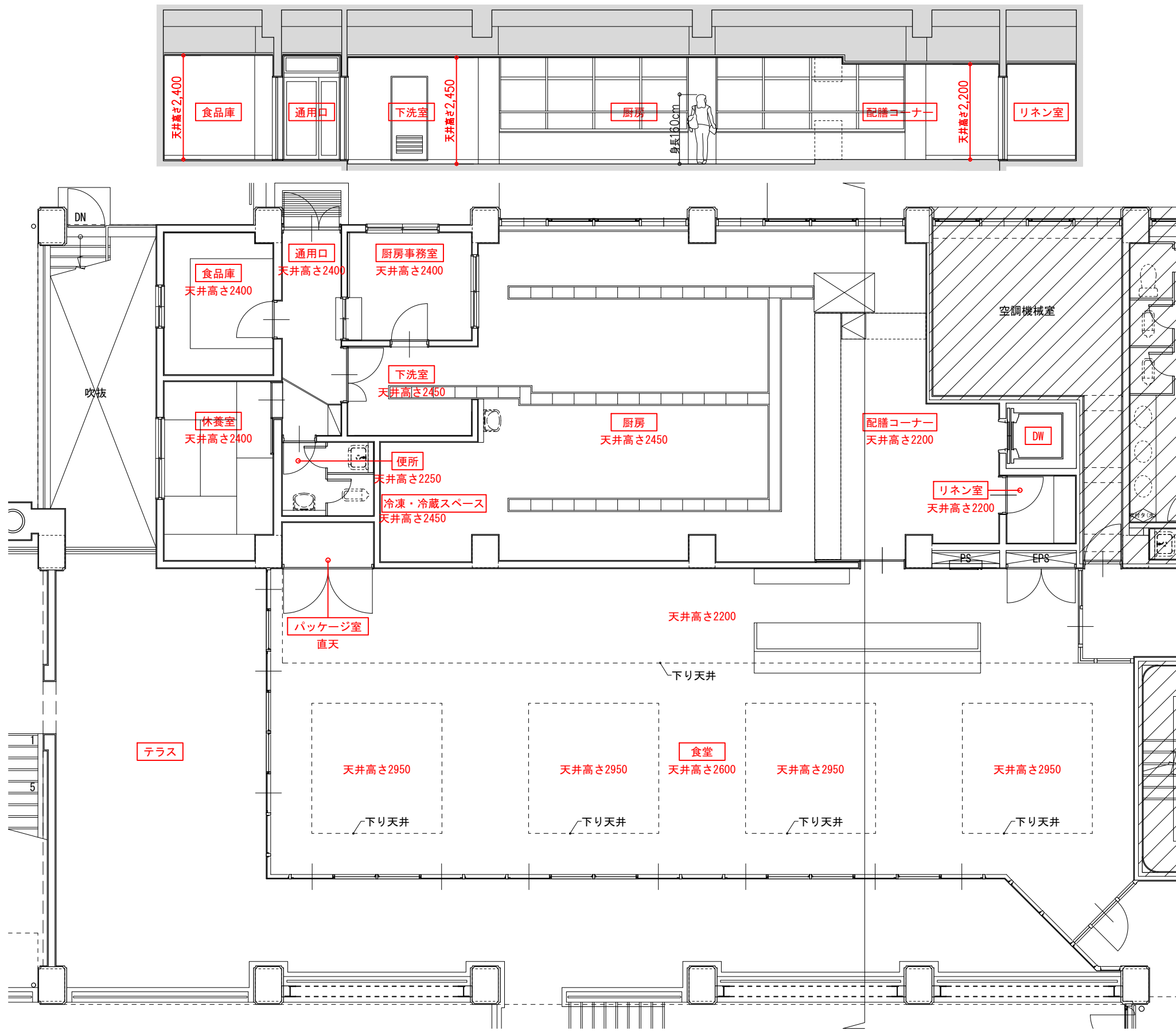
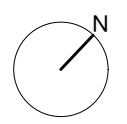
トイレのレイアウトを変更
 「倉庫」に改修、ラウンジや貸室の多様な利用を可能とするための仕器を収納する
 内壁を撤去し、「301号室～302号室」に改修

内壁を撤去し、「303号室～305号室」に改修

会館棟 3階平面図

<p>● 内装について</p> <p>床 → 小ホール：カーペットタイル その他：長尺ビニルシート</p> <p>壁 → 塗装（下地はコンクリートまたは石こうボード）</p> <p>天井 → 居室：岩綿化粧吸音板 その他：化粧石こうボード</p>	<p>● 「小ホール」「301号室」「302号室」は下記の防音仕様とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室の内側に壁を新設し、吸音材を充填する ・ 天井裏に吸音材を敷き込む ・ 内部建具を防音性の高いものに改修する 	<p>工事名 文化センター大規模改修工事</p> <p>No. 06047</p>	<p>管理建築士 柳田 和美</p> <p>一級建築士登録番号 200667号</p>
<p>図名 会館棟 3階平面図（改修前・改修後）</p>		<p>設計 R06_08</p> <p>縮尺 A1:1/100, A3:1/200</p>	<p>従事する建築士 甲斐 雅人</p> <p>一級建築士登録番号 273244号</p>
<p>株式会社 フケタ設計</p> <p>代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号</p> <p>本社 栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号 TEL 028(622)8928</p>		<p>図面No. A-10</p>	<p>従事する建築士</p> <p>一級建築士登録番号</p>

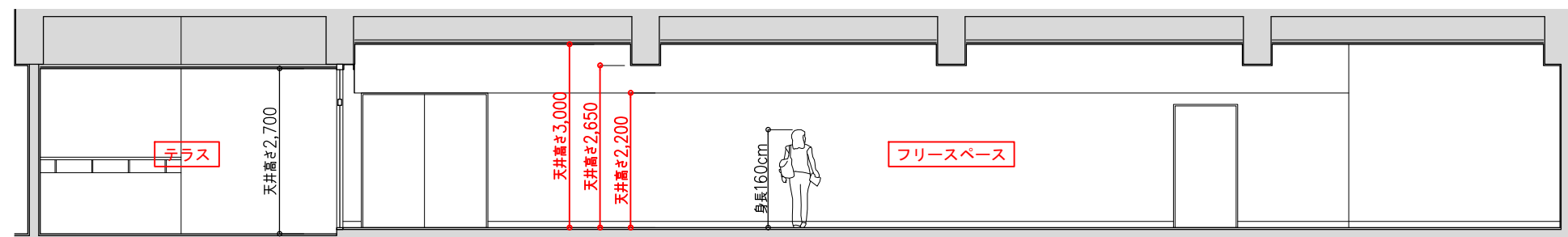
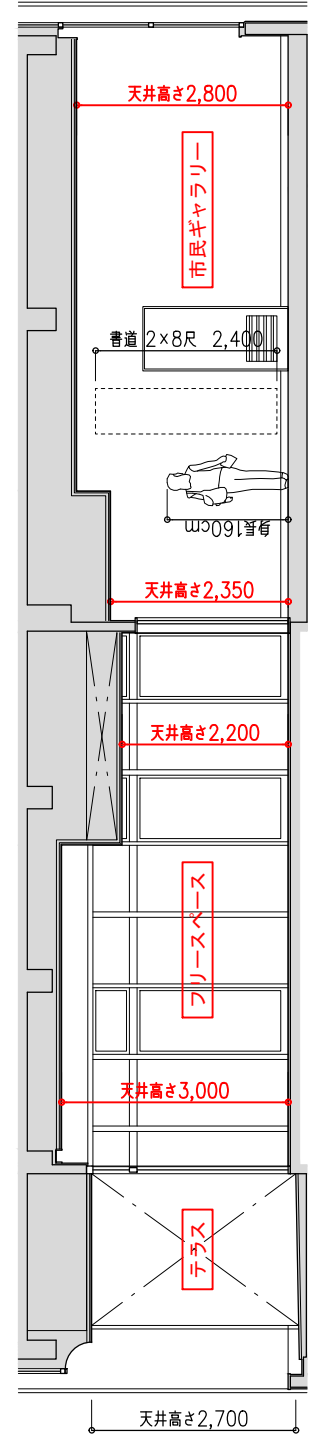
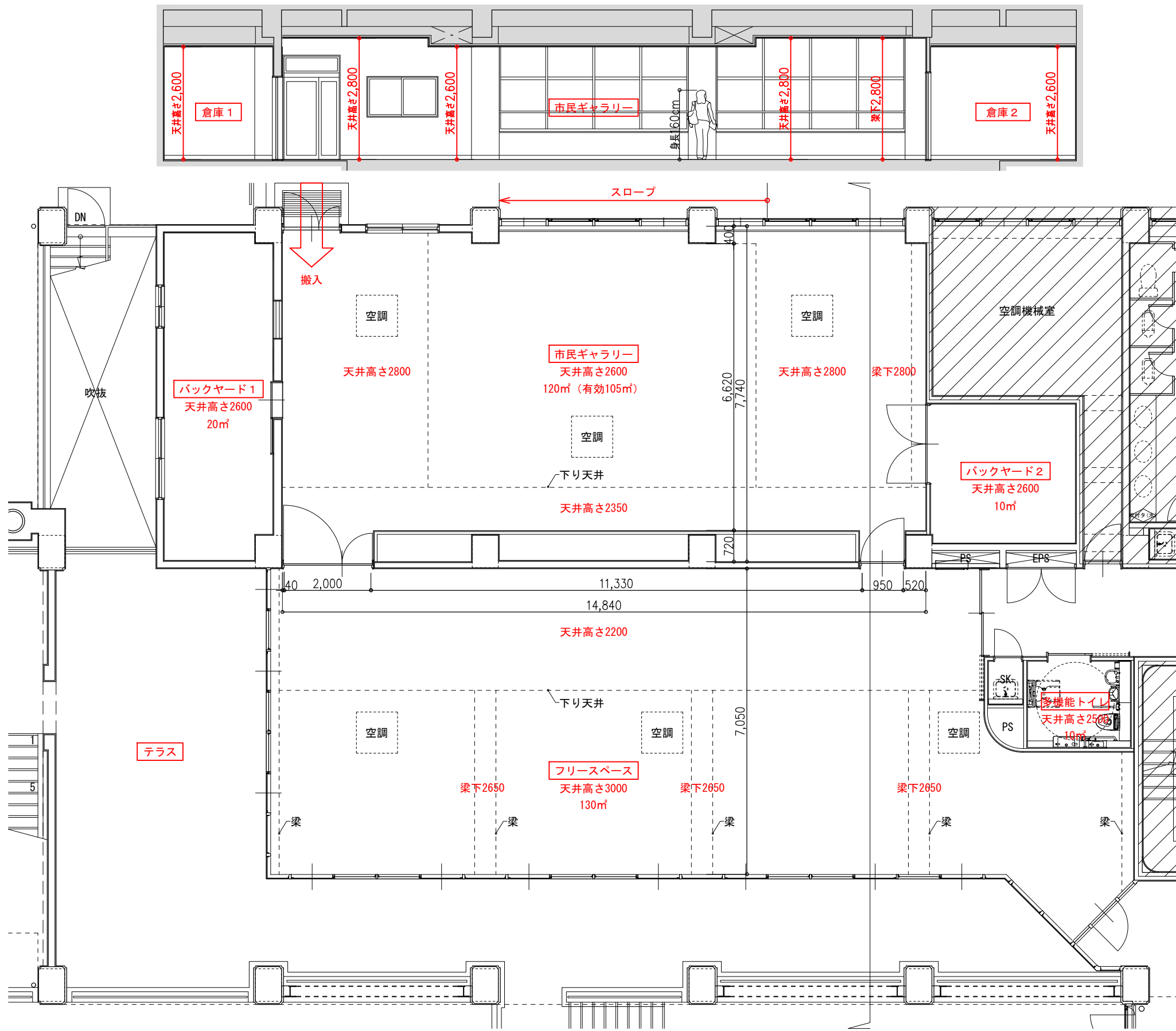
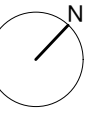
改修前



市民ギャラリー案 詳細図 (改修前)

工事名	文化センター大規模改修工事	No.	06047	管理建築士	棚田 和美
図名	会館棟 市民ギャラリー案 詳細図 (改修前)	設計	R06.08	一級建築士登録番号	200667号
縮尺	A1:1/50, A3:1/100	図面No.	A-11	従事する建築士	甲斐 雅人
株式会社	フケタ設計	代表取締役	三柴 富男	一級建築士登録番号	89479号
本社	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	TEL	028 (622) 8928	一級建築士登録番号	273244号

改修後



市民ギャラリー案 詳細図 (改修後)

工事名	文化センター大規模改修工事	No.	06047	管理建築士	棚田 和美
図名	会館棟 市民ギャラリー案 詳細図 (改修後)	設計	R06_08	一級建築士登録番号	200667号
		縮尺	A1:1/50, A3:1/100	従事する建築士	甲斐 雅人
		図面No.	A-12	一級建築士登録番号	273244号
代表取締役	三柴 富男	一級建築士登録番号	89479号	従事する建築士	
本社	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	TEL	028(622)8928	一級建築士登録番号	

主な部屋などの機能・設備

【外構】	中庭	ベンチ、屋外休憩スペース、浄化槽撤去後駐車スペース ※段差を解消し、玄関ホールからの視線を確保する ※旧食堂をフリースペースとし一体利用
	ホワイエ南側	駐輪場撤去、身障者用駐車場設置、スロープ設置
	楽屋北側	スロープ設置

【会館棟】

各階	男女トイレ	自動手洗い水栓、洋式便器、温水シャワー付き便座、擬音装置、 ベビーキープ（一部）など
	バリアフリートイレ	自動手洗い水栓、洋式便器、温水シャワー付き便座、大型ベッド、おむつ交換台 オストメイト、手摺など
1階	市民ギャラリー フリースペース	ピクチャーレール、スポットライト、日射遮蔽措置、個別空調設備など ※フリースペースとし市民ギャラリーと一体利用
2階	歴史民俗資料施設	展示ケース等、個別空調設備
	体験学習室	床長尺シート、流し台、個別空調、 ※歴史民俗資料施設と連携し一体利用
2、3階	会議室（2階及び3階の一部）	床長尺シート、防音対策、個別空調設備など
3階	会議室（301、302号室）	床長尺シート、防音性能、個別空調設備など
	小ホール	床タイルカーペット、防音性能、音響設備、個別空調設備

【ホール棟】

1階	大ホール	舞台装置(緞帳、吊物等)、舞台照明設備、舞台音響設備の更新を含めた見直し
	バリアフリートイレ	自動手洗い水栓、洋式便器、温水シャワー付き便座、簡易オストメイト、手摺など
	シャワー室	シャワーユニット
各階	楽屋男女トイレ	自動手洗い水栓、洋式便器、温水シャワー付き便座、擬音装置など

※1 文化センター内の照明設備はLED照明に改修済です。

※2 現在想定している計画を基に作成した案であり、改修内容を決定するものではありません。

文化センター大規模改修工事 事前提案書（第3回市民会議）

項目	提案の内容
①「配置計画への提案」	
②「平面計画への提案」 （ホール棟）	
②「平面計画への提案」 （会館棟）	
③「その他の提案」	

文化センター大規模改修工事 事前意見書（第3回市民会議）

項目	意見の内容
①「配置計画への意見」	
②「平面計画への意見」 （ホール棟）	
②「平面計画への意見」 （会館棟）	
③「その他の意見」	

文化センター大規模改修工事に関する市民会議について

【1. 大規模改修工事の方針】

建設後40年以上が経過し老朽化が進行している文化センターは、市の様々な計画内容を踏まえ、機能回復および機能向上、また、長寿命化工事による延命措置などを図ることにより、1980年の建設から80年後の2060年頃まで使用していく方針です。

主な工事内容は、施設全体の老朽化に伴う電気設備、機械設備などの更新工事およびバリアフリー化工事、ホール棟の屋上防水、外壁改修、楽屋トイレリニューアル工事、会館棟の各階トイレ、会議室リニューアル工事、中庭改修工事などを予定しております。

また、市役所第2庁舎にある市民ギャラリーを移転するとともに、歴史民俗資料室を新たに設置するなど、利用率の低い部屋の有効活用をあわせて行う計画としています。

【2. 市民会議の趣旨】

市民会議は、「四街道市市民参加条例」第12条の規定に基づく手続きで、会議の方法や進め方については、市ホームページで公表されている「四街道市市民参加条例の解釈及び運用」などにより進めているところです。

第12条に関する趣旨及び解釈では、市民会議は市民等の多様な議論に基づいた一定の方向性を見出すため、市は基本的な考え方等を提示するに留めること、また、市民会議は主体性を持つ独立した位置付けの組織ですが、一定の意見の方向性を見出し合意形成や相互理解に向け調整を図るため、市の機関職員およびファシリテーターなどを出席させることができることなど、これらの内容を踏まえた形で、市民会議の円滑な進行に努めているところです。

また、市民会議は、市と公募委員が直接的に議論を重ねる場ではなく、公募市民の中で、今後の文化センターのあり方について議論を重ね大規模改修工事に関する意見をまとめた上で、市にご提出をいただき、これに対する市の考え方などを公表する手続きの流れとなっております。

市といたしましても、会議内で可能な限りご質問等には対応してまいりたいと考えていますが、様々な内容に対し、会議の中で市の見解や方針などをお示しすることが困難な場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

文化センター大規模改修工事に関する各計画上の位置付け

1. 総合計画基本構想（令和6年度～令和25年度までの20年間）

市政運営を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画である「四街道市総合計画」は、「基本構想」および「基本計画」で構成されています。

「基本構想」では、新たなまちづくりの方向性を、『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -』と定めています。

『幸せつなぐ 未来への道しるべ』とは、現役世代をはじめ、子どもから高齢者まで、さまざまな年代や立場からみた、それぞれが想う幸せな未来へとつなぐため、4つのまちづくりの道を設定し、行政のほか、市民や地域の団体、事業者など、四街道のまちづくりに関わるすべての人たちが手を携えながら、未来に向けたまちづくりを進めます。

2. 総合計画基本計画（令和6年度～令和10年度までの5年間）

「基本計画」では、分野毎に目標を定め、目標達成に向けた政策および施策の展開を示しています。

【計画内での位置付け】

分 野：教育・文化スポーツ

分野目標：未来の笑顔が輝くように、夢や希望にあふれるまちを実現する

政 策：生きがいづくりの環境を整備する

施 策：9-2芸術・文化の振興

施策展開：

- ① 芸術・文化の振興のため、市の地域資源である伝統文化や史跡の保全・活用を推進します。
- ② 四街道の歴史を後世に伝えるための歴史と文化を学ぶ機会の提供を図ります。
- ③ 市民文化祭や展示会など、市民等や団体などの芸術・文化活動の促進や活動支援を図ります。
- ④ 地域文化の振興拠点である文化センターの計画的な整備を行います。

計画事業：

- ① 文化センターについて、機能回復及び機能向上に資する改修を行うとともに、市役所第2庁舎にある市民ギャラリーを文化センターへ移転・統合します。

3. 公共施設等総合管理計画（平成28年度から令和47年度までの50年間）

「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、施設の適正な供給量や配置の実現、ならびに改修や更新に要する財政負担の軽減および平準化を図ることを目的として策定した計画です。

【計画内の位置付け】

今後の方針：

- ① 市のシンボリックな存在でもあるため、改修、更新時には、民間活力の導入などと併せて、より魅力を高めるための検討を行う。
- ② 安全の確保や長寿命化を図るため、予防保全型の対策に転換します。
- ③ 館内施設のうち、利用率が極端に低い部分は、機能転換や多機能化などの方策を検討する。

4. 公共施設再配置計画（令和元年度～令和10年度までの10年間）

「公共施設再配置計画」は、総合管理計画を推進していくため、施設の現状や必要性等を検証し、施設ごとの向こう10年間の方向性（継続、廃止、検討など）を示した計画です。

【計画内の位置付け】

A. 文化センター

機能の方向性：継続

施設の方向性：継続

対応方針：

- ① 市民の文化活動を支えるための場や機会を提供するとともに質の高い芸術・文化に触れる機会を提供する役割を果たすため、今後も継続し、予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図ります。
- ② 管理運営は、指定管理者制度を導入していますが、施設の貸館業務や維持管理業務が中心となっていることから、市民への質の高い芸術・文化事業の提供、指定管理者の自主的な取り組みの拡大及び民間の活力やノウハウを最大限発揮できることなどを視点として、指定管理の要求水準を見直します。
- ③ 低利用率の部屋の有効活用を図るため、施設利用者の活動に支障がないことを前提に、施設の多機能化や民間等への定期的な貸し付け等について検討を行います。
- ④ 受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しを行います。
- ⑤ 文化振興施策を推進する拠点施設であることを踏まえ、施設の所管を含めた管理運営体制の見直しを検討します。

B. 市民ギャラリー

機能の方向性：継続

施設の方向性：－（市役所第2庁舎の施設の方向性は「廃止」）

対応方針：

- ① 市民ギャラリーは、市役所第二庁舎の移転にあわせ、文化センターへの移転・統合について検討します。

C. みそら文化財整理室

機能の方向性：継続

施設の方向性：廃止

対応方針：

- ① 博物館等施設は、これまでの収集・保存を中心とした埋蔵文化財保護の取り組みに加え、現在は、観賞・体験型の取り組みが有効と考えられていることから、今後の文化財資料の保存・活用や施設の配置・管理運営のあり方を検討します。
- ② みそら文化財整理室は、老朽化が進んでいるため廃止し、他施設への機能の移転・統合を進め、機能移転後は、現施設のあり方を検討します。
- ③ 四街道市歴史民俗資料室は、管理面の効率性や見学者の利便性を図るため、機能を集約するなどの取り組みを行います。
- ④ 博物館等施設の管理運営については、埋蔵文化財保護や歴史資料の収集・研究に精通した市民等と協働で管理運営を行う仕組みづくりを進め、施設の特性に合った、より効率的で利便性の高い管理運営手法の検討を行います。

5. 公共施設個別施設計画（令和3年度～令和10年度の8年間）

「公共施設個別施設計画」は、再配置計画において、施設の方向性が「継続」となった建物の老朽化や利用状況、過去の改修実績などを総合的に評価し、財政負担の平準化を図りながら改修時期を決定した計画です。

【計画内の位置付け】

改修の優先順位：文化センターホール棟	12位（141建物中）
：文化センター会館棟	37位（ 〃 ）
：図書館	83位（ 〃 ）

6. そのほかの計画等

- ① 第4次四街道市障害者基本計画
 - ・ 公共施設のバリアフリー化の推進
（障害者用トイレ、、点字ブロック、スロープの設置など）
 - ・ 公共施設のユニバーサル化の推進
（施設改修に際しユニバーサルデザインの取入れに努める）
- ② 四街道市地球温暖化防止実行計画
 - ・ 施設の工事や維持に係る取組
（温室効果ガス排出量の少ない設備への改修、施設の周辺や屋上の緑化の推進、太陽光発電などの設備の導入など）
- ③ 千葉県福祉のまちづくり条例
 - ・ 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備基準を規定
（施設整備マニュアルなど）
- ④ 千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針
 - ・ ユニバーサルデザインの推進
（年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず誰もが、公平、安全、安心、快適に利用できる建物）
- ⑤ 高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ⑥ 建築基準法 など

現段階における改修前後の会議室状況(2階和室を除く)

1-1. 会館棟2階会議室(現状)

部屋名 (号室)	201	202	203	204	205	206	207	208	合計
面積(m ²)	75	75	115	40	40	75	65	90	575
定員(名)	60	60	90	30	30	60	40	80	450
利用率	22.3%	18.8%	30.8%	38.2%	35.0%	30.5%	24.4%	12.3%	26.5%

1-2. 会館棟3階会議室(現状)

部屋名 (号室)	301	302	303	304	305	306	307	合計
面積(m ²)	150	120	40	60	60	80	80	590
定員(名)	90	60	12	15	15	60	60	312
利用率	32.7%	30.6%	25.0%	14.6%	23.3%	27.3%	22.3%	25.1%

2-1. 会館棟2階会議室(改修後)

部屋名 (号室)	201	202	203	204	205	206	207	合計
面積(m ²)	75	75	40	40	40	40	40	350
定員(名)	60	60	30	30	30	30	30	270

2-2. 会館棟3階会議室(改修後)

部屋名 (号室)	小 ホール	301	302	303	304	305	合計
面積(m ²)	270	80	120	40	40	80	630
定員(名)	150	60	90	30	30	60	420

3. 集計表

	部屋数(室)			面積(m ²)	定員(人)
	小規模	中規模	大規模		
現状	15			1,165	762
	3	8	4		
改修後	13			980	690
	7	4	2		

文化センター大規模改修工事 第1回市民会議意見のまとめ

項目	番号	意見の概要	分類	現在の対応状況など	意見提出 ファシリテーター案	意見提出 個人案
①「配置計画への意見」	①-1	・楽屋入口などにスロープを設置して欲しい	ハード	楽屋入口・ホワイエ入口などに設置する計画としている	○	
	①-2	・中庭の活用による騒音の問題が生じないか	ハード ソフト	屋外であるため、対策には限界がある 運用の中で、状況に応じたルール作りを行う	-	
②「平面計画への意見」 (ホール棟)	②-1	・大ホールのステージ床の厚は問題はないか	ハード	H25に改修済みであり問題ないと考えている ホール棟、舞台・客席の内装改修は現在の計画に含まれていない	-	
	②-2	・ホール楽屋へのエレベーターがないので障がいのある出演者は困る。	ハード	楽屋入口にスロープを設ける計画としている	-	
	②-3	・展示ホール西側がガラス面の遮熱対策が必要。	ハード	遮熱フィルムを張るなどの対応は可能だが、現在の計画には含まれていない	○	
	②-4	・大ホール1階楽屋トイレにもバリアフリートイレが必要。	ハード	多機能トイレを計画している	○	
	②-5	・練習室がトイレ改修により狭くなるのは多数の参加者のイベントの時控え室が足りるのか？	ソフト	運用の中で練習室等を効率的に利用するなど対応していく	-	
	②-6	・2階への機材搬入などE Vが使えない状況。	ハード	技術的・予算的に困難である	-	
	②-7	・ホール内の設備機器を更新して欲しい。	ハード	舞台機構および舞台照明などは、本工事での改修を検討している	○	
	②-8	・車椅子など利用者の入り口場所はここでのよいのか？ ・ホワイエはホールの一部より南側駐車場からの入館は管理上困る。 ・ホワイエがメインの入口となるのは、管理上問題があるのではないか ・文化センターの開館時間と各部屋をどうするか？（責任者、管理）	ソフト	管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく	-	
	②-9	・展示ホールをギャラリーとしてより活用できないか ・展示ホールを「居場所」にした方がよいのではないか (中学生以上の子供達が集まれる場所を設けたらどうか)	ソフト	展示ホールの活用方法については、本会議の中で意見を伺いたい	△	
	②-10	・文化センターの開館時間と各部屋をどうするか？（責任者、管理）	ソフト	管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく	-	
②「平面計画への意見」 (会館棟)	②-11	・国際交流協会は用途上、地域づくりセンターと併設せず別の場所に配置した方がよいのではないか。 ・国際交流協会と地域づくりセンターの併設はスペースが狭い。	ソフト	市の事業に基づき設置するため、事業課と協議済の内容である	-	
	②-12	・歴史民俗資料室、市民ギャラリーは1階に設けた方がよいのではないか。食堂、厨房付近？（来館者の目に触れる位置、2階では搬入しづらい） ・市民ギャラリーは搬入を考えると1階が良い。 ・1階の食堂は天井が低いので、市民ギャラリーには向かないのではないか（十分な天井高があるとすればホール棟の展示ホールくらい？）	ハード	市民ギャラリーの設置場所については、1階配置案を作成した。 本会議の中で意見を伺いたい。	△	
	②-13	・歴史民俗資料室、市民ギャラリーどちらも狭いのではないか	ハード	同上	△	
	②-14	・楽器の演奏ができるような防音性能を備えた室がもっとほしい	ハード	小ホールは演奏を想定した防音性能で計画している	○	
		・現在の会議室は音漏れがひどいので各室の防音性能を高めてほしい		貸室の防音性能を高める計画としている	○	
	②-15	・会議室は足りているのか ・利用率から会議室の数は妥当か ・利用率が向上しても室は足りるのか ・304、305号室は柱に合わせて3室に分けた方がよいのではないか	ハード	現在の稼働率には余裕があるため改修後の会議室数は適当と考えている 利用率の高い規模の会議室を多く配置する計画である	△	
	②-16	・既設E V、階段等が狭く、障害のある人が使いづらい。	ハード	技術的・予算的に改善が困難な項目である	-	
	②-17	・小ホールに主催者室が必要。又、150人分のテーブル等の倉庫が必要	ハード	主催者室は現在の計画には含まれていない 新たな倉庫を配膳室、303号室に設置する計画としている	○	
	②-18	・フリースペースに食育も考えた調理設備を設置し食事ができるようにして欲しい。	ソフト	現在の計画には含まれていない	○	
②-19	・歴史民俗資料室や市民ギャラリーの利用の活性化を図るため、ワークショップ(体験学習)室の設置が必要。	ソフト	貸室を利用する等、運用の中で対応する	○		
③「その他の意見」	③-1	・午前午後ではなく、利用時間を細かく決められるようにできないか	ソフト	使用料条例による規程の内容です。	-	
	③-2	・中庭利用時にペットの同伴は可能か	ソフト	管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく	-	
	③-3	・文化発信施設というならば外部の音楽家が敬遠する施設ではダメ、ピアノも古いし、舞台照明も壊れている	ソフト	舞台機構および舞台照明などは、本工事での改修を検討している	-	
	③-4	・市民ギャラリーは、展示と演奏動画の視聴が同時にできるようにしたい ・貸室に特徴を付ける、高速ネットのある室、ハイグレードの映像設備のある部屋等特色が欲しい。	ソフト	ギャラリーに映像設備の計画はしていない 管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく	○	
	③-5	・3階小ホールにピアノが必要となる	ソフト	管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく	○	
	③-6	・会議室に放送設備を常設にして欲しい（マイク、スピーカーなど）	ソフト	同上	○	
		・子育て世代が使える楽しいスペースが欲しい（例：焼津のおもちゃ美術館）	ソフト	本会議の中で意見を伺いたい。	△	
	③-7	・市民ギャラリー、歴史民俗資料室の移転が出ているが、現敷地を流用して整備する方向に持っていけないか	ソフト	四街道市公共施設再配置計画において第2庁舎は施設の廃止が決定している	○	
	③-8	・中庭を無料開放する際、現在有料で使用している展示ホールを通して利用する形になる。 ・有料、無料の線引きについて検討する必要あり。	ソフト	管理運営上の内容は、指定管理者等と協議の上、取り扱いを決定していく 展示ホールの活用方法については、本会議の中で意見を伺いたい。	-	
③-9	・歴史民俗資料室は「資料室」ではなく「資料館」とするべき。ネーミングは重要である。	ソフト	同上	-		
意見提出の凡例	○	市民会議「意見」として提出する内容	※市民会議「意見」については、公募市民の皆さまにより文化センター大規模改修工事について一定の方向性を見出し内容をまとめ、提出して頂く事となります。会議中の質問等を踏まえ、第1回のテーマの意見として提出する内容を抽出してください。			
	△	更に具体的な内容を検討し市民会議「意見」として提出する内容				
	-	運用面、質問、現在の状況など市民会議「意見」としては提出を見合わせる内容				